

議事録

件名：	契約監視委員会（2018年度第4回）
日時：	2019年2月28日（木） 16：00～18：00
場所：	JICA本部役員会議室
委員長：	不破 邦俊 公認会計士
委員：	関口 典子 関口公認会計士事務所（公認会計士） 中久保満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 戸川 正人 国際協力機構 監事
JICA：	植嶋理事、調達部（事務局）村瀬部長他 総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、他関係部署
議題：	1 コンサルタント等契約及び研修委託契約（2017年度契約）の一者応札・応募に係る個別点検 2 「アドバイザー契約」の考え方の整理 3 2019年度の契約監視委員会の運営について（案）

議事概要：

進行役：

それではお時間になりましたので、これより2018年度第4回契約監視委員会を開催させていただきますと思います。

本日の議題は三つでございます。一つ目が「コンサルタント等契約および研修委託契約（2017年度契約）の一者応札・応募に係る個別点検」で、11件が対象でございます。二つ目が「『アドバイザー契約』の考え方の整理」でございます。三つ目が「2019年度の契約監視委員会の運営について（案）」、以上でございます。

議題1に関しまして、まず、はじめにお配りしております資料に基づきまして、コンサルタント等契約の一者応札の状況と、一者応札を減らす取り組みについて、簡単に事務局のほうからご説明をさせていただきます。続いて、コンサルタント等契約および研修委託契約の一者応札・応募の個別点検の審議に入らせていただきますが、今回も案件数が11件と多いことですので、説明者からの概要説明は省略させていただき、委員の先生方から直接ご質問をいただくという形で、進行をさせていただければと思います。

続いて、議題2の「『アドバイザー契約』の考え方の整理」につきまちは事務局よりご説明をさせていただき、ご審議いただきたいと思います。議題3の「2019年度契約監視委員会の運営について（案）」につきましても、事務局よりご説明を申し上げます。議事・進

行へのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1の個別案件の審議に入ります前に、お手元の資料に基づきまして、コンサルタント等契約の一者応札の状況と、一者応札を減らす取り組みについて、説明を事務局からお願いいたします。

議題1 コンサルタント等契約及び研修委託契約（2017年度契約）の一者応札・応募に係る個別点検

JICA：

お手元の資料、こちらの1枚紙を用意させていただきました。コンサルタント等契約での一者応札・応募の現状ですが、2017年度のコンサルタント等契約で見ますと、2016年度に比べ、ここで言う上の方の(3)新規契約のところですが、802件から597件と件数で言うと205件と減っておりますが、うち一者応札・応募がその下に書いてあります、218件、36.5%と引き続き高い数字でございます。また、右のほうに過去4年間の傾向を示しておりますが、少しずつ実は過去4年で見ると増えていて、減っていない状況というのが現状になります。

これまでJICAは、2009年に民主党政権時代の行政刷新会議における事業仕分けを受けて、JICAの開発コンサルタント調達制度も取り上げられ、一者応札率の高さが指摘されました。その結果を受けて2010年12月に閣議決定されました「独立行政法人の一部事業の見直しの基本方針」が出され、それに従い、2011年度と2012年度、「JICAコンサルタント等契約における調達方法の改善検討に関する有識者委員会」を設置させていただきました。その委員会の提言として、質を確保した上で競争性・公平性を向上させなければならないということで、幾つかのアクションプランを策定し、それ以降、実施してきた経緯があります。

一者応札・応募を減らすための幾つかの方策として市場の形成。それほど大きな市場ではないという中、プレ公示の実施、業務従事者の柔軟化、プロジェクトマネージャー候補者を育成する環境整備、新規参入促進の工夫等の取り組みを行い、2018年12月には外国法人の共同企業体の構成員としての参加を認める等々、外国籍人材の活用制限も緩和するというような形で、幾つかの取り組みは行ってまいりました。

しかし、このような取り組みを行っている中におきましても、2017年度にはご説明したとおり、一者応札・応募が引き続き業務実施契約で見ると50%を超えているような状況にあります。業務指示書を希望された者には、なぜそれ以降プロポーザルを出さなかったのかという点についてアンケートを取らせていただいておりますが、主な理由としてはやはり「業務主任者・業務従事者が確保できない」とか「共同企業体が組めない」等々、業務には関心あるものの人材が確保できないということを理由に挙げている者が非常に多くあります。JICAが発注している業務の多くは、アフリカをはじめ多くの途上国、それぞれの国や固有

の文化、政府の規制など、日本と異なった環境下での業務ということで、非常に複雑であるということ、また、外国語を使つての業務であるということ、マーケット自体がそれほど大きくないという状況にあり、この改善は引き続き求められている状況にあると思つています。

今後についてですが、JICA のコンサルタント契約はこのような難易度の高い業務であり、近年では規模も大きくなっています。件数を見ていただくと、2015 年のコンサルタント等契約 1,047 件で、2017 年 688 件。ただし、その下に書いてある金額規模で見ますと、784 億円、1,003 億円、798 億円と、金額は高いレベルで推移しているという中で、一つの契約で 5 者とか 6 者という共同企業体 (JV) を組まれて出るケースも見受けられるような状況にあります。

一者応札・応募を減らすためには、共同企業体の社数についても今後検討し、ある程度規制をかける必要があるのではないかと認識しており、現在検討を行つております。併せて、引き続きこのコンサルタント業界のみならず、NGO や地方自治体等、新たなプレイヤーの参加を促す制度を検討したりしながら、今後とも競争性を増す努力については行つてまいりたいと思つていますので、本日も一者応札・応募の案件についてご議論いただくとお思いますけれども、積極的なご意見をいただければと思つています。

JICA :

ちょっと補足させていただいてよろしいですか。

2009 年 2010 年の事業仕分けのときに担当していました。あのときも、一者応札・応募が多いですね、なんでこんなに多いんですかということ強く指摘されて、改善策に取り組みますという約束をし、さまざまな策を講じてきたんですけども、結果としては改善していないということです。そのときも一番大きな原因が、いわゆるプロジェクトリーダーを担えるような人材がなかなか限られているということで、そういう人たちを育成していこうということで、若手が参入しやすいような制度を作ったんですけども、この業界のノウハウってというのは 10 年、20 年、30 年と結構時間かかるころもありまして、その効果はまだ十分出ていないのかと思つています。

それからあと、やはり会社として参入する数が増えていないんですね。ですから、一言で言うと、どうしたもんかなということです。若干打つ手がないと。

先ほどの JV の規制というのもありますけれども、規制をして結果として質が落ちるみたいなことになってしまつては、角を矯めて牛を殺すみたいのところにもなつてしまいますし、今はグローバルに日本として闘っていかなければいけないのに、非常に質の低い戦力で闘うという形になってしまうのは国益に反するわけで、一者応札・応募をなくすためにその質が落ちていいのかというあたりも非常に悩ましいところです。

いろいろやってきましたけれども、努力してきましたが、なかなかうまくいっていないという現状を、改めてお知らせしたかったということです。

進行役 :

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

それでは、続きまして議題1の個別案件のご審議について、進行を委員のほうにお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1. マリ国行政能力強化（ガバナンス・職業訓練・地方給水）のための情報収集・確認調査業務実施契約

委員：

では、最初の案件から進めていきたいと思います。

まず案件シート1件目は、セネガル事務所の「マリ国行政能力強化（ガバナンス・職業訓練・地方給水）のための情報収集・確認調査業務実施契約」というもので、これは人月あたりの単価が高いために選ばれたということです。

委員：

この案件を選定するとき、この一者応札になった理由というのは開示になっていませんので、私も今回に関しては、単価が高いということで選んだという経緯であります。そこで拝見しまして2点ほど質問したいと思います。

まず、その1ですけど、こちらの案件も、やはり人員が確保できないというのは本当に大きな理由だというのはよく分かるので、それはそうなのだろうと思います。そこで、応募勧奨を積極的に行うとあるんですけども、この応募勧奨っていうのは具体的にいつ頃から始められたのか。要するに、公示直前だったらおそらく難しいかもしれないと考えまして、どのぐらいのスパンで行われたかというのを教えていただきたいということ。

あともう一つ、契約金額が1億6千万円、高額なほうだと思うんですけど、それで結局、これは基本的に確認とか情報収集ということなので、本当はとっかかりのプロジェクトだと思ったんですけども、これが継続性なしになってしまった。これ、ちょっと本論とはずれるかもしれませんが、ちょっと教えていただければと思います。

JICA：

最初のご質問で応募勧奨を行う部分ですが、この案件、JICAのセネガル事務所のほうで契約をした案件なのでございますけれども、セネガルはどうしても遠隔なので、なかなか応募勧奨が難しい部分があるんですが、本部の受け皿である部署、アフリカ部だったり、あるいは社会基盤・平和構築部を通じまして、関係コンサルタント等にはかなり広く応募勧奨を行ってきております。

実際に、その結果、かなり多くの関心、受注企業2者の他に6者に関心表明をしていただいておりますので、案件についての情報提供は、コンサルタントに対して行ってきたものと思っております。ただ、若干、仏語圏ということで、どうしても関心を示す者が、通常の案件に比べても少ないというような状況がございますが、そんな中で6者の関心表明をいた

だいたというところまで、我々としても努力したところがございます。

それから、二つ目のご質問の件でございますが、単価が高いという点について、この案件情報シートを見ていただきますと、17.39人月におきまして1億6千万円となっておりますが、詳細な資料を見ていただきますとお分かりいただけるのでございますけれども、契約の1億6千万円の中で、まず再委託費として、基礎情報収集・確認調査の中で、いわゆるパイロット事業を、具体的には職業訓練分野と地方給水分野で行っています。今回、三つの分野を対象とした調査ですが、そのうちの二つの職業訓練と地方給水におきまして、いわゆる再委託費を活用して、現場で実際に研修を行っています。セネガルという隣の国に職業訓練の大きな学校があるものですから、そこにマリの方々に来ていただいて、そこで指導するといったようなコンポーネントを、この調査に含めています。職業訓練はセネガル、地方給水についてはモロッコで、そのような研修を実施できる同様の機関がございまして、それぞれ25人程度のマリの方をセネガルとモロッコにお連れする計画で、そこでパイロット事業を行っているため、その分だけで4,200万円がかかっております。この部分が一番、通常の案件に比べて単価が高いように見える要因の一つかと思っております。また、旅費等も当然アフリカですので、ほかに比べやはりどうしても高くなりますので、全体としては1億6千万円という金額になっておりますが、詳細を見ていくと、おかしなところではないと考えてございます。

委員：

結局応募勧奨については、これだけ関心示した方がいらっしゃったということで、その期間についてはそんなに問題ないというか、十分なスパンを置いてされたということでしょうか。

JICA：

そうですね。我々としては努力をしたということでございます。

委員：

あともう一つ。この、一応パイロット事業だけやったんだけど、続かなかった。後続はなしになっているんですけど、ちょっとそれだけ教えていただけますか。なんか、先に続くのかなと思ったのですが、継続しなかったというのは。

JICA：

これは書き方の問題かもしれませんが、一応我々この案件につきましては、この基礎情報収集・確認調査を行いまして、その後のどういう案件につなげていくかということで申しますと、それぞれ繋がっている部分がございます。

特に職業訓練におきましては、無償資金協力に向けた具体的な調査の実施が決定しています。まずはマリにある学校をリハビリする、その後、技術協力でもって先ほど申しましたセネガルでの研修、これをやっていくということで動かしてございますので、本調査案件の継続調査案件はないとの趣旨で「後継はなし」と記載しているという、書き方の問題かもしれません。本調査をベースにして次の協力案件がもう形成されており、実施に向けて現在進

めているところがございます。

委員：

ありがとうございました。

委員：

直営人材では、フランス語ができる人は少ないというふうに認識しているんですけども、コンサルタントにおいても仏語圏の人材というのは、不足しているという理解でよろしいでしょうか。

JICA：

はい。その部分で、そういった面もございます。我々も、仏語で業務の可能な人材というのを確保するのは非常に難しいというような現状であります。したがって、先ほど申しませんでした、その応募されなくなってしまう一つの要因としましては、再委託費、旅費のほかに、もう一つ挙げるとすれば、英仏通訳を付けなければいけないということで、その分の人件費というのがどうしても嵩んでしまうという部分がございます。

もう一つ、加えて申しますと、マリということで若干、治安の問題がございますので、実は警備費もついてございます。そういったことで、高く見える契約金額になっているというところは、ご理解いただければと思います。

委員：

先ほど再委託費のお話が出たんですけども、この契約を受けられた契約の相手方はこの再委託費の研修には、どういう格好でかかわっておられたんですか。

JICA：

それぞれの専門分野、今回の場合であれば、ガバナンス・職業訓練・地方給水に3人の方がシャトルで現地に入ってきています。短期専門家として複数回派遣される状況ですので、そのプログラム、研修、パイロット事業の組み立てなども彼らが中心になって、相手国政府と協議しながら進めていくという形になります。

委員：

そういう方も、なんていうか、作業時間は、この総人月の17.39人月に入っていて、それ以外のものが再委託としてこう起こってくるという。

JICA：

そうです、そういうことです。

委員：

分かりました。ほかにご質問はありませんか。

じゃあこの件はこれで終わりにします。

2. ミャンマー国イネ保証種子流通促進プロジェクト業務実施契約

委員：

次は2番目の案件で、「ミャンマー国イネ保証種子流通促進プロジェクト業務実施契約」。これは契約金額が高額であること、ならびに、プロジェクトの内容および契約相手方の属性を確認したいということですが、質問をお願いします。

委員：

前回は申し上げた話になるんですが、我々この案件リストから審議案件を選択するに当たっては、契約件名か契約金額か契約相手方の名称ぐらいしか、チェックするポイントがないんですよ、中身の話は情報いただいてないんで。

私はこの、ここに書いてあるとおり契約金額高額である、これは、高額の場合だったら相当、なんていうか、効率を考えれば収益を上げられる案件である可能性が一般論としては高いのに、なぜ1者しか応札しなかったのかという疑問が湧くからということがあるんですよ。

それから、プロジェクトの内容を知りたいというのは、プロジェクトの一般説明を聞きたいわけじゃなくて、そのプロジェクトの内容はなにか特殊ノウハウを要して、1者しか応札できるノウハウはないんだとか、要するに、一者応札につながるようなプロジェクトの特殊性があるんじゃないですかっていう意味で、毎回書いているわけですよ。

それから、契約相手方の属性を確認したいというのは、JV でやっていますとかそういうこと聞きたいわけじゃなくて、逆にその、この案件の内容からすると、この者しか特殊ノウハウを持ってないんですよとか、特殊な能力がある人がこの組織に所属しているからこしかなかったとか、あるいは価格競争力がこしかなないんだとか、そういう一者応札の原因となり得る特殊性の有無を聞きたくてこの理由を書いているわけですよ。

そういう理由を踏まえて、今回の案件概要シートのこの委員選定理由への回答のところを見ていただきたいんですけど、まず1番は、契約金額が高額である理由、協力期間が長期にわたるプロジェクトである。プロジェクトの内容は、「上記1（7）のとおり」と書いてあって、1の（7）を見ると、この前のページには、品質の保証された「保証種子（CS）」の生産・活用促進のための官民連携の強化とか、ずらずらと書いてあるわけですけど、これがどういう特殊性があるのかなのか。これは私、読んでも全然分かりません。

それから、次のページに戻っていただいて、3のこの契約相手方の属性ですけど、国際協力事業を実施する株式会社と公益法人の2者から構成される共同企業体って、こういう回答なんです。そうすると、これなんのために選定して検討いただいて、この案件概要シートが上がってきているのかなって印象を正直持ちました。

今日、3件の案件を挙げていて、同じような理由を書いているんですけど、その3件の中でも、この案件の記載、ずば抜けて分かりません。この選定理由に対する回答の内容が分からないという意味です。

私は、仕方ないのでネットで、昨日このVSOCという会社がどういう会社なのかなと思って、会社の属性だけでも分かればなと思って調べてみたところ、これはJICAの役員経験者とかOBが多数就職している会社で、その平成22年の事業見直しの結果、JICAと一定

の関係を有する法人との契約に関する情報の公表ということで、幾つかの随契の相手先として公表されている中で5件挙がっていて、株式会社で公表対象になっているのは VSOC だけなんですよね。で、人月で言っても、5年5カ月で期間が長いってということだけでも、5年で終わらなくて1カ月30人を張り付けられないとできない。要するに、多数の人間を動員するようなプロジェクトだとすると、この VSOC というのがいったいどういう会社で、どういうノウハウがあって、この案件に対しての親和性というか、プロジェクトを受託する能力があったということなのか、VSOC の組織の特性とか、所属している方々の属性とか、そういうことに鑑みてこういう結果になったんだっていう分析があるのか、そのあたりを聞きたいんですね。共同企業体だなんて表面的なことを聞きたいわけじゃないんで。そうすると、我々時間かけて案件選定して、委員会にやってきて理由を聞いたら、「はい、5年かかりましたからです」「はい、共同企業体だからです」っていうのは、ちょっといかにも回答としておかしいんじゃないかと。

私、今日、実は任期最後なので、もう常々思っていることを一言申し上げたくて、厳しいこと申し上げているんですが、やっぱりこの委員会での審議っていうのは、私は一者応札が悪だと全然思っていないで、随意契約が悪だとも思っていないで、必要やむを得ないものって、たくさんあると思うんですよ。ただ、我々がランダムに選定した結果、いつでもチェック対象になるよっていうことになっていて、もしチェック対象になった案件が、原因が実はちょっと努力すれば競争性を付与できて、もっと安く調達できる可能性があるような件なのであれば、それをチェックしましょうっていうのがもともとの趣旨で、そうじゃなくて、やむを得ない理由があるのであれば、それをちゃんと説明していただいて我々委員が納得するっていうことが、とても重要なことだと思うんですね。ところが、その納得する手順が全然なっていない。前回も、欄が一つ全く誤植で全然関係ないことが書いてあったっていうことがあって、私がそんな指摘を申し上げましたけど、それに近いぐらい、これ何も書いてない案件概要シートだなんていう印象を持っています。

今申し上げたようなことですね、選定理由として挙げているのは、何もその JV かどうかじゃなくて、じゃあその JV の代表になっている VSOC が、なぜこの案件について1者だけ応札したのか、応札できるような何か特殊ノウハウがあったということなのか。そもそもプロジェクト自体に、VSOC でないといけないようなボリューム感とかノウハウとか地域とか、なんか特殊性があったのか、なかったのか。もしなかったんだとすると、ほかの方法で競争性が付与できるんじゃないかというのが、この委員会で審議すべきことだと思うので、そのあたりの必要な情報をいただきたい。

特に、委員会の審議の進め方として、今日も、「案件がたくさんあるので、説明は省略して、委員かの方々の質問から」という進行になっているわけですから、そうするとなおさらのこと、案件概要シートの回答を充実していただかないと、我々も選ぶ気力がなくなるといえるか、そういう回答だと思っています。ちょっと厳しいこと申し上げましたけど、そういう観点でご説明をお願いしたいと思います。

JICA:

まずご指摘、どうもありがとうございます。できる限り追加情報を加えてご説明をさせていただきますと思います。

まず、なぜ1者応募になったのかという点について。VSOCの属性というところになりますが、本件業務は特殊性が非常に高くこの者だけしかできないというふうには、私どもは理解しておりません。提出資料の補足情報のところに記載しておりますが、我が国では「農作物種子法」により、長年にわたってこの優良種子(CS)の国内流通を促進しており、本件実施に必要な能力を有している方々はおられるという考え方でおります。実際、優良種子を増産することを目的としたプロジェクトにおいては、他のコンサルタント会社が受注しております。以上のことから、複数の者が本件については応募することが可能という考え方で、今回臨んでおりました。

また、私ども、公示開始の7カ月前という早い時期に業務説明会を開催し、12者の参加を得ました。私どもは、その12者が参加するだけの意思もあるし、そのような能力もあるというふうに、理解しておりました。

結果として1者の応募になっておりますが、その点について各者にヒアリングを行い、先ほど一つ目の説明にもありました、自社で業務主任者を確保できないこと、そして、各者の強みが異なっていますので、そこを補完した共同企業体を結成することができなかったというようなことなどが、理由として出されております。競争力の有無というもので申しましたときに、VSOCにつきましても共同企業体を組むことができたことにより、今回の選定に応じることができたというような考え方でおります。

ですから、先ほど委員がおっしゃっておりました、この者だけが能力があったかということにつきましては、その者以外にも応札能力あったらという理解です。

なお、今回の案件では、民間の連携をする能力、生産物の審査、土壌調査など、さまざまな分野の人材が必要だということで、それらのすべてを1者だけで確保することが可能だったかとするれば、そこが難しい点であり、VSOCを代表者とする共同企業体のみが、最終的に今回応札できたというふうに理解しております。

そして、VSOCの属性の部分になります。今回、VSOCのみで出てきていたというわけではなくて、公益社団法人国際農林業協働協会と構成を組んで共同企業体として応札しております。

先ほど、入札ができなかった理由として、自社で業務主任者の確保ができなかったためという者がございましたが、VSOCの業務主任者は、本件の先行プロジェクトの総括であった人です。その後、このVSOCに入社し、総括という形で出てきております。そんなところでVSOCは、その者を確保する事で、この業務主任者というようなものを最終的に確保して応札をしてきたというふうに理解をしています。そのこのところの差が、各社の中で差があった一つではないかと考えています。

委員:

今のご説明を伺って思ったのは、まずプロジェクト自体は、そんなに特殊性はないということですよ。いろいろな会社が応札できてもおかしくないんじゃないかという見立てだった。実際、その説明会に12者も来ているということだとすると。ヒアリングの結果は、その1者でこれだけ広範な範囲の人員を確保する、いろいろなことをやる人員を確保しなきゃいけないから、人月としても多いんですけど、それでJVが組めなくて難しかったという話の一つあった。そうすると、それに対する対策というのが何か考えられるのか。つまり、この案件でそういうことするのが適切かどうかは別として、例えばそういう話になると、じゃあ、プロジェクトは二つに分けて、少し規模を小さくしたら、競争性を付与できないのか、という発想が一般論として出てくるわけです。

そういう対策はないんですかという議論に結びつくし、それから2点目は、先行プロジェクトの総括がVSOCに入社した。そのことによって、影響があったみたいなお話がありましたけど。そうすると、総括が非常に重要な役割を占めるプロジェクトなのかどうかです。もしそうだとすると、その総括がいるところしか受けられないということになるから、それに対する改善の余地がないのか、総括がそもそも重要ってどういう意味なのか。そういうところまで議論がたって、はじめて議論する意味があるんじゃないかと思うんですよ。そのあたりの情報をいただくと、次から次へてこういう発想がないのかなということが出てきて、しかしそういう発想でもだめなんだということが分かれば、それはそれでこの一者応札はやむを得ない案件なんだな、ということを受容するわけです。

ということなんですけど、例えばですね。そういう意味で、今申し上げたようなことというのは、例えばその、切り分ける余地があるのかとかですね。これは一般論で言っているんですけどね。

JICA:

一般論として、例えば最初に12者ではなくて、数者しか業務説明会に来なかったというようなことがあったとします。7ヵ月前ですと、枠組みを変えることが私どもでも検討できます。やはりある程度の関心を持っておられる方々がいないと、その選定は成立しないと考えています。実際、私どものプロジェクトの中でも、幾つかに分けて発注をしている案件もございます。委員がおっしゃっているように、一つの者で実施することは難しいだろうというようなこと、共同企業体を組むのも難しいだろう、そのように考えた場合は、分割発注しているものもございます。

本件につきましては、結果的には一者応札になってしまったんですけども、12者あれば、例えば共同企業体にしても、3者が一緒になったとしても、4つ程度。それは全部組み合わせればの話ですけども、複数者が出てくるだろうというような、見通しでした。

総括についての話でございます。先ほど別件で同様な案件があるとお伝えしましたけれども、例えばその別案件の総括は、本件の総括とは別の者でございます。ですから、総括のみが問題ということではないと考えています。ただし、総括ができる人材を確保していると、共同企業体などを主導的に組みやすくなるというようなものがあるかと思えます。それ一

つだけが要因ではありませんけれども、総括を有しているというような者は、共同企業体を組むときの一つの優位性を持つというようなどころではあると思ひまして、そのところはどうか勘案すればよいのかというところではあると思ひまして、その場、その時々によって異なると思ひますが、場合によっては二つに分割発注し、そのどちらに重きを置くかによって、全体の総括機能を持たせるかという検討をしていくことはあるかと思ひます。本件は、保証種子の生産から最後のマーケティングまで、全体をフォーカスして見ていくようなことがどうしても必要な案件でしたので、できる限り分割をしたくない。総括のきちんと目の届く範囲のところでは業務実施契約という形で進めたかったというところはございましたので、12者が参加したことをもって複数者の応札があるのではないかと期待し、分割発注等の検討はしなかったということになります。

分割発注には、メリットもデメリットもあります。分割しますと、それぞれの肩幅のところでは最大限の成果を出そうとします。やはりマネージメント力が大事になってくるので、異なる者がそれぞれを総括していると想定し得ないリスクが増えるというものはあるのではないかと感じております。

委員：

分けることはきっと難しいのかなと、これを拝見して思ひました。別にその分けることが必須だというふうには思ひているわけじゃないので。ただ、分けられない案件だという理由を説明いただいて納得するプロセスが大事だと思ひますので、今、申し上げたということです。

JICA：

ありがとうございます。説明の仕方、フォーマットをある程度ご教示いただいたんだというふうには理解しました。今後に役立てていきたいと思ひます。

委員：

あんまり特殊な仕事じゃないというお話だったんですけども、この国際農林業協働協会とかいうところ、なんかかなり特殊な組織のような気がするんです。これ、実際には参加者は7名おられて、そのうち4名がここから出てきておられるみたいで、というか、ここにある意味特殊なところで、ここと組まない共同企業体を組みにくいとか、そういうことはないんですか。

JICA：

そういうようなことはないというふうに、私どもは理解してございまして、こちらの協会は、専門人材も何人かは在籍してはいますが、一般の開発コンサルタントに在籍している農業分野を主にやっている専門家の方々と、特に大きな差異や能力的な差があるというふうなことではございません。例えば、単独型の一人一人のコンサルタント選定の際にも、通常の開発コンサルタントと、今回出てきているような、国際農林業協働協会などが実際に企画競争してございまして。

委員：

ちょっとなんか特殊だなと思ひたのは、この協働協会の財務諸表を見たら、受取補助金と

かいうのは 90 何億円あって、差額補填資金返還金とか 90 億円ぐらい出ているという。なんか補助金をもらってそれを出しているだけで、すごく変わった取り引きをしている。中身さっぱり分からないんですけども。普通にこれは、そういうふうなこともやっているけども、それとは関係ないコンサルタント業務として、これを受けておられるという理解でよろしいですか。

JICA：

本件は、30 年前であれば、農林水産省の、いわゆる研究者が中心になってやっていたプロジェクトかもしれません。だんだん民間にこういう仕事に移っていく過程で、その団体もコンサルタント業務を実施するようになったと思われれます。農水省がかなり影響力を持っている団体で、ちょっとよく分かりませんが、何か補助金に関連する業務をやっていると推察されます。一方で技術サービスを提供するという部分も民間と競合しながらやっているということです。

委員：

分かりました。今、だいたいご説明を伺ったんですけど、結局その総括の方というのは、このプロジェクトで5年ぐらいで 1,260 日も使っておられるので、こういう方一人ぼんと張り付けられるというプロジェクトって、なかなか組みにくいような気がしますので、特殊でないとおっしゃるならば、5年間もこの仕事をやるということは、ある程度特殊な業務なのかもしれないなという印象は持ちました。

JICA：

農業分野の場合、干ばつや水害など天候に左右される点がございまして、他の分野に比べて長い協力期間をとっている案件が相対的に多いというのがあります。もう一つは、雨季が少しずつ毎年ずれたりとかするので、比較的そのような時期には、現地に滞在する時間が長くなる傾向はございまして。先行案件は、エヤワディという地域を対象にしておりましたが、長期専門家として1年間ずっと配置する形のプロジェクトをしておりました。

今回は、フェーズ2になり、種子を普及するようなところに軸足を置いたものですから、短期専門家による派遣を主とする形にしつつ、ある程度柔軟に活動ができるようにしているというようなところでございまして。

委員：

7カ月前の業務説明会の際には、コンサルタント側からは、分割についての要望というのは出なかったという理解でよろしいでしょうか。

JICA：

それにつきましては、そういうような要望とかは、全くありませんでした。

委員：

分割をしたほうが出しやすいとか組みやすいとか、そういう要望は出なかったということですか。

JICA：

はい。

委員：

分かりました。

委員：

ほかによろしいですか。じゃあ、この件はありがとうございます。

内容はなかなか、一者応札もやむを得なさそうな雰囲気は感じましたけど、ありがとうございます。

私も同じように、やはり書いてある説明だけではすごく分かりにくいので、こういう席上配布資料を見てみないと、なんかちょっと分からないところがありましたので、書き方をよろしくお願いいたします。

JICA：

記載のほうは、改善するようにいたします。ありがとうございました。

3. バングラデシュ国投資促進・産業競争力強化プロジェクト業務実施契約

委員：

次は3番目の案件にいきたいと思います。

3番目は、「バングラデシュ国投資促進・産業競争力強化プロジェクト業務実施契約」ということで、これは、選定理由としては、事前調査や協力準備調査の受注者その他の情報の公開・共有方法を知りたい。また、業務内容のチェックや契約金額の妥当性についても教えてくださいということで選ばれています。

委員：

これは事前調査あるいは協力準備調査を行った受注業者が優位になるということはないか、すなわち競争性が確保されているような状況であったのかという点が一つ。もう一つは金額が大きいので、これについての、いわゆる積算自体の妥当性と、どういうプロセスでこの金額を算定した、あるいはどういう価格交渉を行ったのかというところを確認させていただきたい。

JICA：

今、委員からご指摘の通り、本件については事前準備の調査からスタートしておりますが、調査の結果として要請内容が大きく変更された経緯がございます。具体的にはここに書いてございますが、そもそもの要請は、中小企業の経営改善と、それから機能強化。これはバングラデシュの工業技術支援センターの機能強化というような位置づけでございましたが、同時期に円借款事業による経済特区の事業が動いていて、先方から投資促進についても協力に含めてほしいというお話がございました。具体的には投資促進と、それから具体的な特区開発のための技術協力です。それに加え人材育成を一体的にやろうということでプロジェクトが再構成されました。いわば本件につきましては、三つの別々のプロジェクトを一つ

にまとめたというような位置づけになっておりまして、これは、非常に私どもとしては画期的な取り組みではないかと考えております。

と言いますのは、途上国の場合、省庁が別々ですとなかなか横のコミュニケーションが取れず、プロジェクトの効果が限定的になるという問題がございますが、この案件については、首相府が音頭を取って、「よしこれを一体的にやっ페이こう」というような意気込みが感じられましたので、私どもとしてもその要請に応えるということで、プロジェクトを準備したというような経緯でございます。従って、332人月で、総事業費といたしまして16億円ちょっとということでございますが、技術協力プロジェクト3件分とすれば、一般的な技術協力プロジェクトで1件、5年間で5億円ぐらいの規模ですので、それと比べてもそれほど大きな規模ではないというふうに考えております。

委員：

一つ教えていただきたいんですけど、前のフェーズで受注したA社という会社と、それからB社というところが、ここが関心表明していたところだと思いましたが、そこが今回は応札してこなかったのは何か理由があるのでしょうか。

JICA：

前のフェーズというのは、これは具体的には詳細計画策定調査、準備フェーズということで、生産管理とそれから経営管理の評価分析というところで業務を行っていただいたということでございまして、本格フェーズのところでは、手を挙げるということには至っておりません。

JICA：

分野が違うということ。

JICA：

そうですね。はい。

委員：

なるほど、この2者は、ちょっと分野が違うんで、本体を受ける対象としては、ちょっと対象外だったということですかね。

JICA：

そうですね。本体では分野に広がりがあり、得意とされる分野には必ずしも該当しなかったということかと思えます。

JICA：

これは、結構、法制度的な部分をかなり含むので、もしかするとできるところが限られると思えます。

JICA：

あと、不幸にしてバングラデシュの事案が起こったタイミングでございまして、いったん公示をかけたんですけども、1回取り下げて、5ヵ月後にもう1回公示をかけたというところで。ただ治安問題といえますか、そこでかなり二の足を踏んでしまったというふうな者

もあるということです。

4. ベトナム国国営企業・銀行セクター改革に係る基礎情報収集・確認調査業務実施契約 (単独型)

委員：

ありがとうございました。次に進んでいきたいと思います。4番目の案件、「国営企業・銀行セクター改革にかかる基礎情報収集・確認調査」ということで、この案件に応札できる個人の属性及び法人が応札しなかった理由を確認したいということで選定されております。

委員：

このタイトルからすると、私が最初これ拝見して思ったのは、「国営企業・銀行セクター改革に係る基礎情報収集、確認調査業務」という内容で、個人の1者応札というのが、いったいどういう人が応札しているんだろうと。で、会社も応札しないものについて、個人が応札するっていうのは、どういう属性の方が応札していて、そこに特殊性があるのかという、先ほどの話も一緒ですけど。ということが一番の関心事で、それで今日の案件概要シートで拝見すると、まず、「応札が考えられるコンサルタントにヒアリングをしたところ、以下のとおり」とあるんですけど、これはどういう会社にヒアリングをされて、何者に、どういう業種の会社に確認されたのか、何者に確認されたのか、そのあたりをまず聞きたいんですが。

JICA：

はい、ありがとうございます。これは非常に特殊な案件っていうふうに、私どもも考えておまして、そもそも国営企業改革とか、銀行改革っていうことで言いますと、日本で経験したのが数十年前というところがございますので、我々のターゲットとしては、その当時日本でそういった省庁に属しておられた方とか、あるいはそういう会社にいらっしゃった方をターゲットにできるだろうということで、想定しておりました。したがって、一人ではなくて、複数あるのではないかという想定のもとに、今回、単独で実施しております。じゃあ、者としてどういうところが想定されるかということですけども、具体的に言うと、総研系ですね。例えば、C社とか、あるいはD社みたいなところ。それから、大きな監査法人系です。こういったところにつきましてヒアリングをさせていただきました。

委員：

国営企業改革っていうのは、国営企業の民営化みたいなイメージですか。

JICA：

はい。おっしゃるとおりです。

委員：

20年前って書いてありますが、これ銀行が破綻したころの財務省と金融庁の経験者って、こういう意味でおっしゃっていますか。

JICA：

そうです。はい。

委員：

そうすると経験者ピンポイントっていうと、結構さすがに昔の話でハードルが高いと思うんですけど、そのときの情報っていうのは、いろんなところで入手可能だと思うので、必ずしも直接経験している人である必要もないのかなという印象は受けたんですけど、そこはどうなんですか。

JICA：

そうですね。そういう可能性もあると思います。ただ、本件につきましては、行政の部分で経験されたっていうところが非常に我々としては大きいのかなっていうふうに考えておりましたので、できればそういう方に出ていただきたいなというふうには思っております。ただ、そうじゃない方を排除するというものではございません。

委員：

それで、あと1点ですね。この案件情報シートの14ページの(4)の上の最後の段落なんですけど、「前身のプロジェクトの経緯等もあるため」ってあるんですけど、この経緯は何のことをおっしゃるんですか。拝見していて、前身のプロジェクトの経緯の意味が分からないんですけど。

JICA：

少し歴史を説明したらどうですか。

JICA：

そもそも言いますと、やはりベトナムとの関係においてですね。構造改革っていいですか、社会主義改革から始まって、ずっと流れがございまして、そういう中で出てきた、社会主義から市場主義に移行みたいな部分がありまして、そういう様々なプロジェクトの中で位置付けということでございます。そういう意味で今回、前のプロジェクトというのは、国営企業改革と、銀行改革と、両方あるんですけども、その関係の資料とか、あるいは評価っていうのをここでは指しています。

JICA：

結局この契約で出てきた個人っていうのは、前のプロジェクトに関わっていた人っていうことですよ。

JICA：

結論から言いますと、この前に走っていた国営企業改革の実施に向けた、企業金融管理能力プロジェクトと、それから国家銀行改革プロジェクトという、二つ別のプロジェクトがあるんですけど、これに深く関わっている方が手を挙げられたということでございます。

委員：

そうすると、先行案件での関与が、これを受けるにあたっては、重要なポイントだった案件っていうことになるんですか。

JICA：

そういう意味では非常に精通されているので、状況はよくご存知だったということですが、それをなるべく有利にならないように、いろんな情報を全て開示する形で対応させていただいているということです。

委員：

前のプロジェクトに携わっておられたときはどっかの企業に属しておられて、その企業かそこの組織か何かに。で、それを退職されて、今度は個人で受けられたという。

JICA：

そのときも個人で受けられておりました。

委員：

もともとどういう方、どういう分野の方が。

JICA：

かつて大蔵省の証券局にいた人です。

委員：

ちょっと普通の方では受けにくいような仕事だなど。

よろしいですか。はい、じゃあこの件は。

JICA：

ありがとうございました。

5. フィリピン国「マロロス・クラーク鉄道事業」及び「南北鉄道事業南線（通勤線）」に係る協力準備調査（補完）・詳細設計調査業務実施契約

委員：

次は5番目に進んで行きたいと思います。

これはフィリピン国「マロロス・クラーク鉄道事業」及び「南北鉄道事業南線（通勤線）」に係る協力準備調査（補完）・詳細設計調査業務契約」ということで、これは契約金額が大きいこと、さらに本契約前の調査の事前調査・協力準備調査の受注者を含む JV 構成等と、本受注業者との関係性を知りたい、また、価格の妥当性の確認や、業務内容のチェック体制等も教えてくださいという選定理由です。非常に大きなご案件で、よろしく申し上げます。

JICA：

ご質問がありました前段階の調査ということですが、この詳細設計調査につきましては、大きく二つのプロジェクトで成り立っておりまして、一つがマロロス・クラークというマニラの北側の鉄道と、もう一つは南線ということで、南側の鉄道ということになります。北側につきましては、前段の調査といたしまして、これは E 社、これは政府系のファンドでございまして、そこがフィージビリティ調査をおこなっております。その受注業者につきましては、F 社ということになります。あと、南側につきましては、これは当初は PPP でやろうとフィリピンで考えられておりまして、それに基づいたフィージビリティ調査と

ということで、これはADBの方でやっています、これも受注者といたしましては、F社が行ってございます。

あと、価格の妥当性ということでございますが、これはこの二つの事業に接続します、南北通勤鉄道、マロロス-ツツバン区間の詳細設計調査が前段でございまして、同じような業務内容ということもございまして、この調査の積算等を参考にしながら、且つ、日本の積算基準とか、日本で同じような構造物を設計する場合の規模感といったものにつきましても、日本の事例、設計の事例等も比較しながら、価格の妥当性を確認しております。あと、業務内容のチェック体制ということでございますが、これはご存じのとおり、これだけ大きな事業の調査ということでございますので、通常の毎月出される業務月報とか打合せ簿を確認するというだけではなく、現地におきましても、フィリピン事務所が入って、コンサルタントまた実施機関との調整会議等を実施しており、その会議の結果についてもしっかりと情報共有いただくということですか、また頻りにコンサルタントともテレビ会議を使いながら業務調整を行ったりしておりますし、またJICAの本部の中でも一つの部だけが担当するのではなくて、関係する部も関わりながら、本部全体としてこの業務管理を行っているという状況でございます。

また、技術的な質をどう確保するかということにつきましても、この業務の中で、土木建築の設計につきましても、このコンサルタント以外の外部の照査の仕組みっていうのも入れていまして、そういった外部照査を入れながら設計の質を確保するというのもございまして、また、JICAの中にも専門員という方々がおられまして、そういった専門の方々にも必要に応じて技術的なアドバイスをいただいたりしておりますし、また、重要事項につきましても、国交省等の関係省庁にも相談しながら、技術的な妥当性を確認しながら、このチェック体制を整えていったところでございます。

委員：

すごく大きなプロジェクトで、結局、他でも鉄道関係のプロジェクトはたくさんありますし、このフィリピンでも以前、たぶん別の案件で、すごく大きなプロジェクトが行われているのを、こちらで見せていただいたこともあるんですけども、これだけのプロジェクトを受け入れられるところはとりあえず1者ぐらいしかなかったというのが実態ですか。

JICA：

もともと、これだけ大きな鉄道分野をできるコンサルタントは非常に限られておまして、おそらく2者とか3者ぐらい、幹事としてできるのはそれぐらいだと思いますので、そういった中でご存知のとおり、インドの新幹線なり、ミャンマーの鉄道とかフィリピンの地下鉄の事業の詳細設計とか、他にもいろいろ動いておりますので、なかなかコンサルタントのキャパシティが非常に厳しい中で本調査を実施ということになりますので、結果的にこういった形になったというふうに思っております。

委員：

こちらの計画書の資料ちょっと拝見したら、関心表明者の中で、共同企業体にも入ってな

いところの、例えば G 社とか、どこかの建築事務所なんかを、補強という形でずいぶん人を送り込んで、人をかき集めてやっているような印象を受けました。あとは、費用の計算が妥当かどうかという、計画段階の計画額と、実際の契約をちょっと比較させていただいたら、トータルとしてはほとんど同じぐらいの金額で変わってないんですけども、何か再委託費用というのは、計画よりもずいぶん少なくなって、それが他の費用もずいぶん動いているような気がするんですけど。とにかく計画段階の費用見積もりと、実際の費用の構成ってというのは、これは実際に受注された方との個別の交渉で、また、かなり変わるっていうふうに考えてよろしいですか。

JICA :

例えば、再委託で一番大きいのはですね、何千枚にもわたる設計図面を書くということがありまして、それを再委託するわけでございますけれども、この契約交渉の段階では、まだフィージビリティ調査の補完調査も入っております、どれだけの規模になるかも、まだはっきりしない段階でもございますので、契約交渉の段階では、詳細設計における図面の作成再委託というのは外しております。後でまた変更という形ですね。ただ、その分この業務を行っていくにあたって、必要になってくるような経費、特に、通常よりも非常に短期間で処理をしなければいけないということでございますので、一気に人をかき集めなければいけないということもございますので、それに応じたいろんな経費もかかってくるということでもありますので、そういった経費も加味しながら 6 回にわたりまして契約交渉した結果、結果的に今の 79 億 5 千万円というような金額に落ち着いたというようなところで。

委員 :

今のお話ですと、再委託費が実際には多くなったような印象を受けたのですが、そうでもなくて、計画段階では 39 億円ぐらいの再委託費だったのが、実際の契約では 24 億ぐらいに減っているんで。

JICA :

先ほど言いました、再委託にもいろいろな再委託の項目がございまして、一番大きなものとしては、設計図面を作るというところでございまして、その部分については、設計の業務の中身が具体的に変わった後で、改めて設計変更を入れようということになります。この部分だけ抜いておりますので、そういった意味でその再委託費は下がっているということです。

JICA :

ちょっと補足させていただきますと、契約の時点では私の部で担当しております、そこから今あちらの部に移管された案件ですが、契約交渉の段階で再委託金額が少なかった理由につきましては、先ほど説明ありましたように、この時点ではまだ具体的な詳細のルートが決まっていない部分が一部あったわけですね。ということから、詳細設計はその段階でどれぐらいかかるのかという、別に詳細設計の図面がどれぐらい必要になるかということが確定しない。したがって、この部分については確定してから追加の契約をしましょうということで、当初契約から外しました。したがって、この契約時点での再委託契約金額が一

番大きく凹んでいる理由は、その部分が当初契約から外されていること。したがって、変更契約でこの部分の必要額を今ちょうど直近ですけれども、契約変更おこなって、増額をせざるを得なくなっております。

では、当初計画等の差異が生まれている。そうすると他の部分が増えているということで、その理由につきましても様々ありまして、先ほどの短期間でやらなきゃいけないというようなことが一番の大きな要因の一つではあるのですが、他方フィリピン側の現地に精通しているエンジニアを活用したいとか、新たな提案としては、これも少しテクニカルな話ですが、先ほどのG社が入っているということにも関係するのですが、TODといたしまして、鉄道が敷かれることによって、駅前開発等の開発が進むことによる価値を鉄道の経営の方にフィードバックするような、そういった経営の財務的な検討をしたいということをフィリピン側が求めていたことで、我々は効率を重視していったん外したんですけれども、そこぜひやりたいという提案とか、いろんな新しい提案、追加的な提案がありまして、我々もちょっと必要性としては、それほど大きくはない範囲内でやることは認めましょうというようなことで、追加として認めたもの等ですね。

それから逆に減らした項目としましては、当初は再委託で外に出そうとしていたものを、直営の団員で対応できる場所は、できるだけ今のまま増やさない形で吸収してやってくださいというようなことで、削減しつつその中で呑み込むような付け替えをお願いしたい。そういう出し入れの結果、全体としてはトータルしたら最終的に増額にはなっているんですが、当初契約はできるだけ抑えるかたちにはしています。

委員：

79億円は当初契約金額ですか。

JICA：

そうです。

委員：

いくらに最終的になりそうですか。

JICA：

これに契約変更で20億円ほど。

委員：

最初に比べると、けっこう増えたということですね。

JICA：

そうですね、はい。

6. 2017年度案件別外部事後評価：パッケージI-1（中国・パキスタン）業務実施契約

委員：

分かりました。他に質問ないですか。よろしいですか。じゃあ、この件はこれで、あり

がとうございました。

次は6番の案件に行きたいと思います。「2017年度案件別外部事後評価、パッケージI-1（中国・パキスタン）業務実施契約」、これは評価の中で一番大きな金額ということで選ばれております。

委員：

私の質問につきましては、けっこう詳しい情報を与えてくださりましてありがとうございました。個人的な感想としましては、2018年度の1者応札は一つですか。案件も少なくなっていますが、1者応札が一つしかないということは、これまでの取り組みが少しずつ報われてきたのか、もしくは他の理由があるのか。ちょっと善意に解釈していいのかどうかそれを教えていただきたいのと、あと、この記載が読めなかったので教えてください。22ページで「机上評価のみのパッケージとした場合、現地業務日数はローカルコンサルタントと打ち合わせを行い」云々云々ってあって、結局、業者からの協力が得にくいと考えられたってあるんですけど、このところがすみません読めなかったの、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

JICA：

最初のご質問についてですが、我々の努力が反映されたところは、少しですけれどもあると思います。ただ大きな要因は、2018年度は、JICAが皆様にご迷惑をおかけしました予算逼迫の問題がございました。

評価は評価だけで完結するところがありますので、割と身軽に動けます。例えば次に案件を仕込む最初の調査案件などは、後の影響を考えなければならないので、予算逼迫の中では調査の開始に躊躇します。しかしながら、評価案件は比較的身軽に開始することができます。評価に関わる団員の方というのは、事前調査の中で評価分析を担う方が入るケースも多いのですけれども、そうした事前調査のような案件の数が減ってしまい、皆がこうお腹が空いて喉が渴いている状態の中で、我々は大体毎年とそんなには変わらない件数の評価案件を公示させていただき、かつ、とにかく公示がゼロになることを避けようということで、評価案件の年間予定を、最初に全部明らかにしたのです。

委員：

ほかの仕事がないときに、評価だけがやったということですね。

JICA：

そうです。端折って言うとそういうことになります。

それから、22ページにあります机上評価について説明します。パキスタンの案件は、治安の問題があって日本人が入れない。その場合にどうするかということですが、現地のパキスタンの方々に現地の調査をしていただく。それを日本人のコンサルタントが受け取って、机上評価というのはそれに基づいてやる。そうすると、いろいろとコミュニケーションを取ったり、現地でいろんなことが起きたときの対応が遅れたりといろんなことがありますので、机上評価だけを案件とすると、おそらくどなたも手を挙げてくれないんじゃない

いかということ、我々は恐れました。

評価は年間を4回に区切って出すことが多いんですけど、これは第一バッチ、最初に発注した案件の一つです。第一バッチというのは、年間の中でも割に長期間を要する比較的内容の重いものを先にやるケースが多いんです。そうした中で、実は中国の案件というのは、中国側の対応は割としっかりしてしまっていて、問題は少なめです。そうした問題の少ない案件に机上評価だけの案件をくっつけました。ですから、机上評価のパキスタンと中国の評価案件が合わさって大きくなっている、そういう形になります。

委員：

そういう事情がありましたか。

思うんですけども、例えば今のプロジェクトなんかで若手評価、若手加点ってありますよね。あの評価の場合も、新規参入加点みたいなものをつけて、初めての人にはちょっとプラスするとか、やっぱりそういった取り組みなんかやると、もしかするといいかなって、ふっと思ったんですけども。

JICA：

ありがとうございます。実はですね、そういう提案は内部では我々のほうからさせていただいております。ただ、いろいろこう課題もありますので、今いただいたお言葉を一つの支えにして、次の内部の調整に備えたいと思います、よろしくお願いします。

委員：

評価に対しては、本当にまだまだ伸びる、広げなければいけない市場だと思いますので、引き続き広げていただくように、ご尽力いただければと思います。

JICA：

ありがとうございます。

JICA：

新規参入については、国内経験重視ということで、海外での経験を評価しないというやり方もあります。類似業務の経験で海外の業務経験なり、海外の渡航経験、そういったものを問わない評価対象者というのを選定しているケースもあります。それによって国内の人材を海外へという取り組みは継続的にやらせていただいております。

先ほどのお話で、公示件数、最初の設問の中でご説明しました、今年、いま大体約400件の公示ということで、昨年に比べて百数十件減っているような状況の中、評価部の案件については、第一四半期に多くの案件を公示していただいたということもありということで、非常に競争率が高かったということなんです。

JICA：

新規の取り組みとしましては、バックアップの体制、育てる体制などをいろいろ見るような工夫もしております。

委員：

再委託費というのは、この種の事後評価でよく出る項目ですか。これはやっぱり現地に作

業を依頼するというだけでいいわけですか。

JICA：

はい。日本人の方がそこへ行って、ずっと張り付くというのはちょっとできませんので、やはり1回もしくは2回、相手の国の中に短期で入って、あとはそれを国内で分析します。入るときも案件によるのですけれども、例えばサイトが多数あるような場合は、とても全部は回れませんので、絞り込んだサイトを日本人が見て、あとは向こうの方に見てもらおう。もちろん全件を見る場合と抽出する場合とがありますけれども、一般的にはこのように対応することが多いです。

委員：

この再委託先を決めるのは、この受注されたところが自分の責任でやる。

JICA：

はい、そうです。

7. 2017年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-8：パレスチナ「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画」(プロジェクト評価)業務実施契約(単独型)

委員：

ほかにご質問はありますか、よろしいですか。じゃあ、この件はありがとうございます。

次も、外部事業評価の案件で、7番目の案件に行きたいと思います。これも、相手方が個人の契約の中で一人月あたりの契約金額が最も大きいものが選ばれています。一つ、相手先が個人だということに着目をしたんですけれども、説明として費用が高くなっているのは、一般業務費として金額がかなり高額である。それはパレスチナという事情があるということで、これはこれで理解させていただいたんですけれども、個人で受けておられるっていうのですが、これはなんというか、これもよくあることですか。

JICA：

多くはないのです。個人の方に受注いただくと、契約面などなかなか手が回りきらないところがあります。最近、個人の方も、どこかの会社に補強として入っていただくということが出来ますので、それで契約面の事務などはそちらでやってもらうようにしていかうとしていますけれども。

委員：

この方は、こういう事後評価をした経験を持っておられる方。

JICA：

そうです。H大の教授をなさっていて、H大学として評価を受注なさったこともありますし。それから、外務省の評価案件でメンバーとして、アドバイザーですとかメンバーとして入られました。

委員：

経験としては充分だったということですね。

JICA:

はい。

委員:

細かい話ですけども、個人の方が契約する場合には、なんかこの、その他原価の出し方とか、あと一般管理費の出し方が法人とはかなり違うんですけれども、これはなんとか、個人の場合はこういうふうだというのは、規定が当然あるのですか。

JICA:

ございます。我々はそれに従っております。

委員:

もう一つどこかの案件で、個人の方があったんで見たんですけども、一般管理費をもらっておられない方もあれば、今回の案件7については10%ぐらいとっておられるので、なんかそこらへんの、もらえる人ももらえない人とかいうのは。

JICA:

上限を決めていて、その範囲で請求の見積りを作られる中でやられるという形になっていきます。個人の場合のその他原価率の上限は何%、企業の業務実施契約ですとその他原価率120%と一般管理費等率40%というのがありますけれども、それに対して個人の場合も上限が定められております。

委員:

ゼロっていうのは、要するにご本人があんまりそれを請求してこなかった。

JICA:

しない場合もあります。

JICA:

珍しいと思いますけども。

JICA:

単独型なので、価格競争には入らないので、通常であればその計算式に則って請求をされてくるっていうのが通常ですけども、珍しいケースだと思います。

JICA:

積算基準というのを公表していますので、個人で積算される場合、それから企業で積算する場合、我々はこういうフォーミュラで積算しますと、予算を見積りますというのは公表しているんですね。ですから、ただ価格加味っていう要素がありますので、ちょっと下げて出てくる場合は、企業の場合は多いですね。個人の場合、そこはないので。

JICA:

業務実施契約の単独型の場合はないので。

JICA:

なぜ減らしてくるのか。そのインセンティブがよく分からないところです。

8. 2017-2019 年度モロッコ国「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」

委員：

分かりました。ほかにご質問ございませんか。

ありがとうございました。次は8番目の案件で、これは前回選ばせていただいたのを仕切り直した案件ですね。

JICA：

本件 JICA 東京の案件ではございますけれども、内容としては当部が関わっておりますので説明申し上げます。

モロッコからの要請に基づきまして、2017 年から3年間ということで本邦研修を実施するものでありまして、今回ワールド・ビジネス・アソシエイツという会社について、私どもといたしましては、課題別研修を受注されていたということと、あとは経産省、外務省、JETRO でも同じような研修の受け入れがあるということを知っていたので、私どもとして、本件の選定はできるだろうということで、参加意思公募に向けた特定者として JICA 東京のほうにご連絡申し上げたというような次第でございます。

JICA：

今ご説明があったように、案件形成を行ったのは産業開発・公共政策部という中で、今ワールド・ビジネス・アソシエイツと関係している研修があるという中で、ある種それを提言したという形になっております。それを受けて、研修委託契約は、国内機関、今回の場合だと東京センターが業務主幹となって調達方法を検討するという形になっております。ただ調達方法を検討する際、契約方式を今回の参加意思確認公募であったり、企画競争、特命随意契約であったりという中で、今回は産業開発・公共政策部の提言を受けて、参加意思確認公募を採用したというようなところであります。

ただ前回、ご議論のあったような中で、参加意思確認公募は今回の場合、一応 JICA のほうでは、執務参考資料というのを作ってしまして、その中で大きくいうと2点ですけれども、案件形成の経緯等から、事実上業務の履行は特定の者に限定されるものということと、あともう1点としては、所管の地域において、業務の履行が可能な機関が特定されるものの、唯一の機関であるとは説明しきれないような場合には、参加意思確認公募をとって採用してもいいという形で執務参考資料をまとめさせていただいております。そして今回の場合は、類似の課題別研修が東京センターであるということから、想定し得るということで、ワールド・ビジネス・アソシエイツを特定者として、整理をした上で参加意思確認公募を行ったというように理解しております。

ただ、参加意思確認公募は一定の競争性のある公示ということにはなっておりますけれども、発注者として特定者をネーミングするということは、一定程度優位性があるというふうに考えるところです。その扱いについては、十分留意が必要ではないかというふうに、調達

部としては考えます。

所管地域において過去連続して対象分野の研修事業を、何度も何度も受注実績がありということで、研修事業に非常に長けた人材育成に関わる知見を持った者があれば、それはそれでなんだと思いますが、今回の場合は、そこまで判断できるようなところでは、ちょっと曖昧さが一定程度残るのかなというのが認識です。

今後、調達部としましては、その執務参考資料は調達部で作成しておりますので、その中で、もう少し今回のような参加意思確認公募をどういうふうに扱うのか、どういうものが適切なのかということを再度精査した上で、改善をしていきたい。それでその執務参考資料を契約監視委員会にも、こんな形で整理をさせていただきたいということ、今後ご提案させていただきたいと思います。

JICA：

一言で言えば、今の執務要領は非常に幅広く読めるような形になっていたので、我々が作っていた執務要領がちょっとまずかったのではないかという反省に立っております。ですからそれを今後直していくことで、こういった事例が少なくなるようにしていきたいと思っています。

委員：

具体的なこの事例としては、参加意思確認公募になるための強い理由はなかったかもしれないという、そういう理解でいいですね。

JICA：

前回の議論はそういう形で進んでいたのですけれども、改めてこの執務要領を見てみると、読めないことはないなど。ですから JICA 東京にブレイムがあるわけじゃなくて、もしかしたら執務要領を作った我々のほうに、ブレイムがあるのかなという、今、認識に立っています。

委員：

要領はこれからもう少しやり直すということは、分かりました。

この案件はなんか特殊性として、国王、王族に近い参加者が入るとか、国王、王族に近い参加者が本研修に含まれるというような記載もありますし、日程を見ると普通の研修じゃなくて、いろんな会社の方が説明をされたりとか、それから見学みたいなものが入っていたりとか、参加者の方は、I ホテルに泊まっておられるとかいうので、なんかちょっと特殊な感じはしたんで、そういう案件形成のときからもう決めうちで、なんかこういうようなものを作りたいということで、それをこのワールド・ビジネス・アソシエイツと相談しながら作っていったものという印象を受けたんですよ。それはそうではないですか。

JICA：

それはありません。

JICA：

そういう特殊な案件だけに、安心して頼めるところにしたかったという気持ちは働いた

のかもしれませんが。

委員：

じゃあ、この日程とかなんかは、参加意思公募をやって、もうワールド・ビジネス・アソシエイツさんに頼むと決まってから、そこがこれを作ったというような理解でよろしいんですね、日程、細かい日程は。

JICA：

詳細日程についてはご理解のとおりです。

9. 2017-2019 年度「地域資源を活用した商品ブランディング・マーケティング (A)」

委員：

はい、分かりました。ほかにご質問ございますか。よろしいですか。じゃあ、それではありがとうございました。

次は9番目の研修のことですね。中部センターの2017-2019年度「地域支援を活用した商品ブランディング・マーケティング」ということで、これは研修の内容および契約相手方の属性を確認したいということで選定されておられます。

JICA：

委員のご関心の向きは冒頭お聞きしました。ですので、それに即した形でのご説明、ご回答を致しますと、この「人の森」という会社ですけど、有限会社で小さな会社です。愛知県に事務所を持つ会社ですが、その少ない社員の中で、例えば住民参加型の地域開発とか、あるいは中小企業診断士を持った非常に海外経験も豊富な方で運営されている会社です。ちょっと名前が変わった会社なので、どんな会社だろうということで疑問を持つ方もいるんですけど、一般的にはほんとうに小さなコンサルタント会社ということだと思います。

それで、実際にこの会社の研修を見学してみると、内容的には非常に質の高い研修をされているなという印象です。一方的に講義するのではなくて、途上国からの研修員の意見とかアイデアを引き出すような研修をやっていただいている、そういう意味ではお願いしていて非常に安心できる会社ということと言えます。ただ、今回2017年度では、たまたま一者応札ということになりましたけれども、ほかの企業・団体でもこの研修自体はおそらく実施可能であろうと思います。質のところは別として、内容的には実施可能だろうと思います。

1ターンの前の、2014年度からの同じ内容の研修では、J社が手を挙げられましたし、またこの地域では、K社という同じようなコンサルタント業務をやっている会社もありますので、そういったところでも手を挙げることは可能ではないかと思います。そういう意味では、現在「人の森」にお願いをしていますけど、同様の研修が将来ある場合には、なるべく前広に情報を出して、手を挙げてもらえるような努力はしていきたいと考えております。

委員：

大体お伺いしたいところは伺えたと思いますが、資料を拝見すると、取締役のLさんと

いう方がほとんど内部講師を勤めておられるんですが、この方のノウハウというか、講師としてのスキルによるところが大きい研修というイメージですか。

JICA：

Lさん、この方が中小企業診断士で海外経験も豊富で、非常に研修員とのやりとり、キャッチボールができています。ただ、そういった能力の方がほかにいないわけではないと思いますので、K社なんかにもそういう方はいらっしゃると思いますので、現在は「人の森」が受注されている理由の大きなところは、確かにLさんだろうと思います。

委員：

研修内容の特殊性とか講師に特殊スキルが要求されるというよりは、案件も金額もあまり大きな案件でもありませんし、そんなに競合他社が競って応札するような案件じゃないというのが本音のところという感じですか。

JICA：

そうですね、研修の規模自体は魅力的ではないかなと思います。ただ、タイミングさえ合えば、J社、K社も関心はお持ちというところですので、今回はたまたまタイミングがよくなかったのかというのが正直なところですよ。

JICA：

このぐらいの規模になると機会費用も考えてしまうので、他の会社もですね。

委員：

今の説明で理解いたしました。

10. 2017-2019 年度「学校保健」

委員：

他にご質問は。よろしいですか。どうもありがとうございました。

次は10番目の案件にいきたいと思います。これも中部センターで2017-2019年度「学校保健」という案件です。これは、学校法人からの応札が期待できるのではないかと考えたためという理由で選定されております。

委員：

学校法人とか、例えば病院とか、保健に関係あるようなところで、たぶん他のセンターではこういったようなタイトルで病院とかもしかしたら応札されているところもあるんじゃないかなと思ってお聞きしました。

それと、文面をお読みして、例えば今回もかつて応札した2者に確認をしたら、どちらも人員体制が難しいということをお返されてきたんですけども、例えば他の業務が重なっている、それを、公示をずらすことによって、もしかしたら応札できる可能性があるのではないかとこのふうにも考えましたし、あと、委員選定理由への回答のところ、中部地域で研修実施可能な学校法人は限定的であるんですけども、中部センターなので中部地域

というのは、非常に意味は分かるんですが、もうちょっと地域を広げれば手を挙げるところがあるのではないかと思ったんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

JICA：

委員のおっしゃるとおり、例えば学校法人とか、あるいは病院というところも候補としてはあり得ると思います。ただ、この研修の特徴としましては、「学校保健」という名前のおり、この研修の一つの売りというのが日本式の保健室、これを海外、途上国でも有効に学校で活用できるのではないかなというのがテーマになっておりまして、そういう意味でちょっと病院、あるいは学校というのが、どれだけそのへんの知見をお持ちなのかというのはあります。

次の委員のご質問にも関係するんですが、この研修は実はコースリーダーを、愛知県の職員で小児科のお医者さんである M 先生という方がコースリーダーを務めておられます。この方にコースリーダーを委嘱して、研修そのものは公示で選んでいくという形をとっておりますので、実はタイミングをずらして色々な企業、団体が手を挙げられるようにしたいというのはあるんですけども、この M 先生の年間の都合に若干左右されるところがあるというところもございます。

そういう意味では M 先生がこの分野の知見を最もお持ちですので、それを支える委託先というのはまさに M 先生とうまく調整ができて、それでこの研修を上手く運営していけるところということになります。その意味ではこのコースリーダーと調整してできるかぎり手が挙がるような努力はしていきたいと思います。

委員：

1 者になってしまうというか、ほぼ、もう決まっちゃうというような状況であることは理解しました。ありがとうございました。

委員：

このシステム科学コンサルタンツという会社について、ちょっとネットで調べたんですけど、ここはなんか東京の会社のような気がするんですけど、これは中部にあるんですか。

JICA：

今はもう名前が変わっていますが、もともとは東京の会社です。

委員：

地方というか近畿とか関西とかそういう北九州とかで企画される研修って、だいたいその地域の会社とか学校とか大学と提携することが多いので、ここはどうして東京の会社かなと、ちょっと思ったんですよ。これは、そのへんの理由はあるんですか。別に東京で悪いということはないと思うんですけど。

JICA：

コースリーダーが先ほど M 先生ということでご説明したんですが、M 先生のほうからも、このシステム科学コンサルタンツというのは、実施可能な会社ですよということで紹介をいただいたということはありません。もちろん、ここだけではないですけど。

JICA：

こういう形で公示とかかけている研修については、地方のセンター等は国内機関が主管していても、ここに記載ある東京の N 社とか、何社か研修業務を拡大しようということで、コンサルタント系の企業が研修関係の部署を作られて受託されているケースはあります。

JICA：

保健とか教育を主にやっているコンサルタントの数ってすごく少ないんです。特に開発コンサルタントとなると非常に限られていて、そのうちの 하나가、今は名前が変わっていますがここです。合併されちゃいましたけども、この会社は草分け的な会社ですね。

委員：

この分野では有名な会社ですか。

JICA：

有名かどうかはわかりませんが、昭和 40 年代の半ばに元 JICA の職員だった者が作った会社です。

11. 2017 年度青年研修「モルディブ／体育教育コース」

委員：

他に質問はありませんか。この件はどうもありがとうございました。

次の最後の案件 11 に行きたいと思います。この案件 11 は「2017 年度青年研修モルディブ/体育教育コース」ということで、これは駒ヶ根青年海外協力隊訓練所が所管する契約から選定しました。いろんなところが所管している契約も見てみたいという意図で、特に何がおかしいとか、そういうわけではないのです。ちょっと質問させていただきたいのですが、この相手国の研修を受けられる方はモルディブから 10 名ということですが、具体的にはモルディブの学校の先生のような方でしょうか。いわゆる受講者の方ですけど。

JICA：

はい、この 2017 年度の参加者は、全員が主に小学校の先生を担当されている方ということになっております。

委員：

この選定理由の回答として駒ヶ根青年海外協力隊訓練所はモルディブ隊員の派遣前訓練を担当してきたりとか、そういうような経緯もあって、これを引き受けたということですけども、もともとこれは O 大学が受けていた案件ですか。

JICA：

はい。これは 2016 年度から 17 年度、18 年度と 3 年続けて駒ヶ根訓練所が所管して実施しておりますけども、この 1 年目の 2016 年度は O 大学が受託者となって実施しております。

委員：

そうすると、今回の契約の研修もその 2016 年度と同じような内容の研修を別のところに依頼して行ったということですね。

JICA :

はい、そうです。内容的には体育教育の現状の講義ですとか、小中学校あるいは高校への学校訪問。あるいは信州の場合は J リーグのチームの松本山雅 FC との連携を得ながら、住民に対するスポーツ振興の活動といったものを見学してもらってしまして、内容的にはほぼ同じになっております。

JICA :

SCOP ってどういう団体なのか、少し説明して下さい。

JICA :

はい、SCOP スコップと呼んでいますけども、これは平成 15 年に設立された NPO 法人ですが、最初は O 大学地域連係プロジェクトということで O 大学を中心に長野県の研究機関が集まって、地域の課題の解決、そのためのコンサルティングですとかリサーチを中心に実施してきた団体ということです。

委員 :

はい、そうすると、O 大学の先生のご都合が悪いので、SCOP というところに話を持って行ったというのが実際のところですね。

JICA :

はい、そうですね、当初 2015 年に本部から打診を受けて始めた研修ですけども、1 年目は O 大学の方が非常に前向きに考えていただいて受注もしていただいたということだったんですが、その 2 年目が担当教官のご都合で実施できないという連絡がございまして、実は SCOP にはこれ以前から職業訓練ですとか中小企業振興の分野の青年研修を長野県で受注をしていただきましたので、こちらから声を掛けて打診したところ対応できるということで手を挙げていただいたという経緯もあります。

委員 :

もう一つ内容についての質問ですけども、講師に対する謝金が発生する講義というのは全体の 17 日間の中で 13 時間しかなくて、あとは東京でオリエンテーションをしたり、あと実習とか見学とかそういう発表とかいう内容が多いような研修だなと思ったんですが、例えばもうちょっと具体的にこれはどういうようなところに重点を置いた研修ですか。見学等でいろんなところを回って見聞きをすとか、そういうところに重点を置いておられるような研修でしょうか。

JICA :

はい、そうです、見学がかなり大きな部分を占めておりまして、小学校、中学校、高校に今回はそれぞれ 1 箇所、1 校ずつ見学に行っております。また松本山雅 FC が展開する住民を対象としたレクリエーションあるいはスポーツ振興のイベント、こういったところの見学も行っております、そういったところでは講義謝金が発生してないということでござ

います。

委員：

はい、分かりました。ほかにご質問ございますか。

JICA：

青年研修につきましてお手元のこのファイルの 23 ページのほうにちょっと課題別研修等々とは違って、研修期間がもう 13 日と決められている中で、青年研修は開発途上国が将来を担う青年層を日本に招いて開発課題、今回の場合ですと担い手ということですが、そういった国において日本の経験技術の基礎的理解を要する研修を行い、将来を担う人材の育成ということで、プログラムの中味も交流の部分が基本になっています。

そういう感じで受託される団体も NPO とか、公益法人、大学、あと県の青年会館とか、そういうようなところに受託していただいて、地域と繋がっていただくというのが一つ大きな目的になっています。

委員：

はい、分かりました。ご質問はよろしいですね。じゃあどうもありがとうございました。これで 11 件の案件終わりました。

議題 2 「アドバイザー契約」の考え方の整理

進行役：

はい、ありがとうございました。

では議題 2 の「『アドバイザー契約』の考え方の整理」につきまして、事務局のほうからご説明を申し上げます。資料の 2 をお開きください。よろしく申し上げます。

JICA：

昨年度の第 4 回でも議論になりましたアドバイザー、そのときには安全対策アドバイザーということでしたが、アドバイザーについて少し整理をさせていただきたいと思い、今回この紙を用意させていただきました。

いわゆるアドバイザーと称する個人との契約、JICA の場合は二つの視点がありまして、①として業務の完成を目的とする契約。例えば業務実施契約もそうですけども、あとは弁護士の方であるとかそういったもので一定の単価を決めて何をやっていただくというものと、②労務の提供を目的とする契約、この二つに分かれています。今後は調達部としては特に①に関して競争性の適正な契約の適正さを示させていくということにさせていただきたいということで、ペーパーをまとめさせていただいております。

2017 年度の新規の、要約のところ以下仮称として「助言サービス契約」というと書かせていただいておりますが、17 年度の実績で言いますと、本邦においては国内機関の業務を支援するものであるとか、在外事務所においては事務所の存在しない国の連絡調整を担当していただくとか、あと治安上の理由で日本人が現地に行けない国地域における連絡調整、

あとプロジェクトサイトの技術的な専門の人材、あと在外事務所の業務を支援するものということで、安全対策アドバイザー、顧問弁護士、その他知見に基づく助言をサービスしていただく方というような整理をさせていただいております。

このうち国内機関の業務を支援するものにつきましては、当該契約は2018年度においては謝金ベースの人材確保に切り替えられているという実態がございます。また在外事務所における連絡調整担当とかという部分の業務の内容、勤務形態、報酬の支払い方法の3点から照らすと、労務の提供を目的とした契約となっております。

一方、2-3で、プロジェクトサイトにおける技術的な専門人材。2-4の②、顧問弁護士、その他専門知識の助言サービスは、専門性や技術、そういったものを持つ人材に特定の業務の完成を求め、その成果に対する報酬を支払うため業務の完遂を目的とする契約になっていると整理ができるのではないかと考えております。

そのような中で、2-4の中の安全対策アドバイザーについては安全知見に関する情報の提供という業務の完遂を専門人材に求めるものと、従前よりご議論になった警察OB等、特殊な経験を持つ特定の人材を確保していくような労務の提供を求める、その二つの側面があって、一括して安全対策アドバイザーという形で整理をさせて組み合わせていただいたというのが、今までのご説明だったと思います。

そのような中で助言サービス契約の考え方ということでまとめさせていただいていますが、機構における助言サービス契約のうち、労務の提供を目的とする契約については、人材確保のため人選方法を完全に競争で求めることは非常に難しいだろう、仮に競争性のない随意契約もしくは一者応札応募となっていたとしても、その契約としての競争性のなさを一概に評価することが難しいのではないかと考えています。

この考えを元に調達部は今後、助言サービス契約に関して二つの分類という形で、それぞれの分類に応じてその競争性の有無の適正さを審査していくことが適当ではないかということで、ご定義をさしあげました。

JICA：

補足しますと、労務の提供を目的とする契約は、もう契約監視委員会には掛けませんということですが、要するにこれは事務所に毎日来てもらって、毎月毎月お給料みたいな形で払っているケースなので、職員を選ぶのとあまり変わりません。こういうものは国の整理でも契約監視委員会の対象にはしていないのが普通なので、除外させていただくということです。

JICA：

それで、こちらのページのこの表になりますけども、上段のほうが業務の完成を目的とする契約という形で対応というところに書かせていただいておりますが、業務実施契約の単独型と同様、契約相手方の選定過程における競争性の有無について、必要に応じ契約監視委員会でご議論していただきたいというふうに考えております。

一方で、労務の提供を目的とする契約につきましては、契約監視委員会の審議対象案件選定に当たって、当該契約はこの分類に当たると判断していることを明示して議論の対象と

はしないという形にさせていただければと思います。

参考情報として次のページに書かせていただいておりますが、安全対策アドバイザーの契約に関しましては、2018年の9月に安全管理部のほうから指針を示し在外事務所のほうに提示し、いままでご議論があった現職の警察官、現職の公務員との契約というのが2019年2月時点で8カ国8名ありましたけれども、そのうち5名については今年度で終了という形で、来年度以降継続せざるを得ないのは3カ国ということで、エルサルバドル、モルディブ、イエメンという形になっています。イエメンにつきましては無休休職という形で現職の公務員の方が就かれており、モルディブについては治安当局の情報統制が厳しいということで選択肢がないと、現職公務員の兼業も弁護士に確認もしていますというところです。エルサルバドルについては現在今後の方向性について検討中という形になっております。ということで、今年度末では3名に減るという形で、今後またモルディブ、エルサルバドルと検討していくという形にさせていただき、併せて、契約監視委員会のほうでは業務実施契約単独型と同様、業務の完遂を目的とする契約についてご議論いただければと思います。

JICA：

「アドバイザー契約」という言い方が非常に曖昧で、いわゆるナショナルスタッフに近いような人も含めて「アドバイザー契約」と言っていたということです。それから、相手国政府がJICAの安全に対して責任を持つのは当然ですけども、なかなか費用負担ができない場合があるんですよね。例えばアフガニスタンなんかは警察官の給料を日本政府が200億円毎年払っているんですよ、治安維持のために。それは国際約束に基づいてそういうことをやっているんで、そういうこともあり得るんですね。ですから、兼職と言うんですか、公務員の倫理とかいう話を超えて、国と国の間でもうそういうアレンジメントになっているときは、お金払ってもかまわないというふうに私は思っています。

進行役：

本件について、コメントご意見をいただきたいのですか。

JICA：

皆様のご助言でこういった形でこの安全対策アドバイザーについても、一定の方向性を整理させていただいたということで、今後それを徹底させていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

委員：

よろしいですか。はい。

議題3 2019年度の契約監視委員会の運営について（案）

進行役：

ありがとうございました。

それでは議題の3といたしまして「2019年度契約監視委員会の運営（案）」について、事

務局からご説明を申し上げます。資料3をお開きください。

JICA：

「2019年度契約監視委員会運営方針（案）」ということで、まとめさせていただいています。審議対象事項等については従前の通りですけれども、1点だけ今回変えさせていただいています。

そこは何かというと、開催予定の第3回のところで変更契約の点検というのが今まで入っていなかったの、そこをちょっと入れさせていただきたいところが、例年と異なる点であります。この部分につきましては、本来であればもっと早い段階からご議論していただくべきだったのかもしれませんが、一者応札・応募というところに主眼をおいていままでずっとやってきたという中で、今年度、第2回、第3回等々の委員会では一者応札・応募の事例というのはそれほど多く出なかったということもありというところで、今後こういった点についても併せてご議論いただいて、よりよい契約になるように皆様のほうから厳しいご意見いただければというふうに思っております。

開催回数のほうは一応今のところ4回ということ想定していますが、注釈に対象案件の状況に応じてということで、開催回数を3回とすることも検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

進行役：

本件に関してコメント等ございましたらお願いいたします。

JICA：

今回で2名の委員の方々は最後ということで、ありがとうございました。

JICA：

長い間、ほんとに長い間やっていただいて感謝しております。私が部長だったときからやっていただいているのに、あまり進歩してなくて申し訳ありません。ですから今日委員からいただいたコメントをちょっともう一度よくよくよく噛みしめて、出るところ出たときにきちっと説明できるということに心がけていきたいと思えます。

進行役：

2名の委員の先生方におかれましては、ほんとに長い間ありがとうございました。

これで本日の議題は全てご議論いただきました。それでは今回の契約監視委員会は、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

別添資料

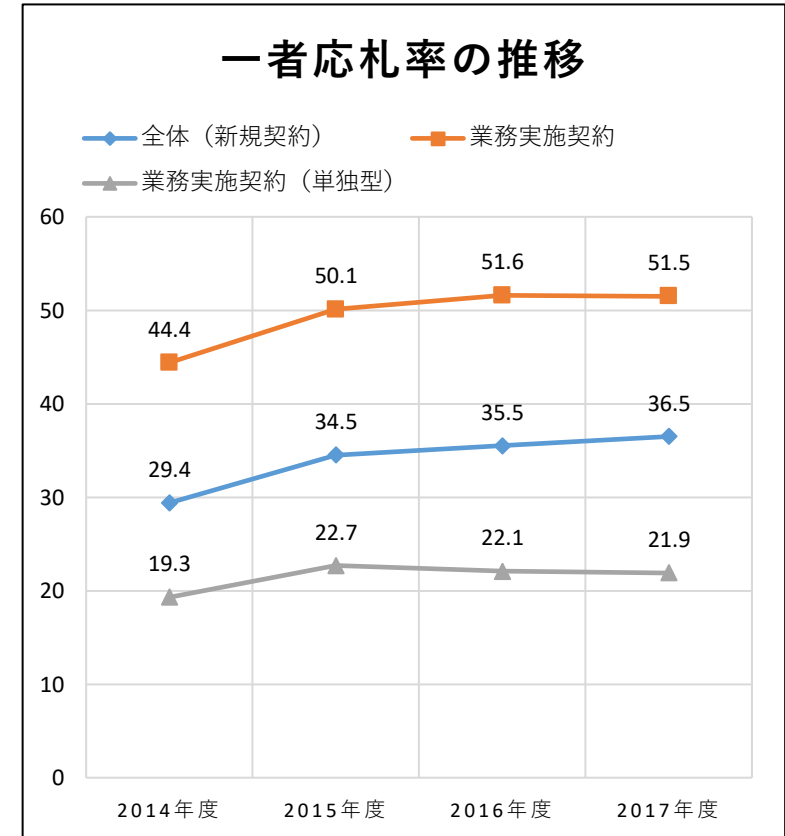
議事次第

[席上資料] コンサルタント等契約の一者応札

- 1 コンサルタント等契約及び研修委託契約（2017年度契約）の一者応札・応募に係る個別点検
- 2 「アドバイザー契約」の考え方の整理
- 3 2019年度の契約監視委員会の運営について（案）

コンサルタント等契約の一者応札

業況の指標	2015年度	2016年度	2017年度
コンサルタント等契約	1,047 件 784 億円	906 件 1,003 億円	688 件 798 億円
(1) 実質継続契約	93 件 136 億円	82 件 179 億円	68 件 229 億円
(2) 特命随意契約	34 件 13 億円	21 件 18 億円	23 件 21 億円
(3) 新規契約	920 件 634 億円	802 件 806 億円	597 件 548 億円
新規契約における一者応札	317 件 34.5 %	285 件 35.5 %	218 件 36.5 %
新規契約の業務実施契約 うち一者応札	395 件 198 件 50.1 %	364 件 188 件 51.6 %	295 件 152 件 51.5 %
新規契約の業務実施契約（単独型） うち一者応札	525 件 119 件 22.7 %	438 件 97 件 22.1 %	302 件 66 件 21.9 %



1. コンサルタント等契約

(敬称略)

担当部署	担当課	契約区分	調達方法	契約件名	契約金額 (円)	人月	契約相手方名称	地域	分野	理由	委員	過去の契約監視委員会	
1	アフリカ部 セネガル事務所	アフリカ第四課	業務実施契約	企画競争	マリ国行政能力強化(ガバナンス・職業訓練・地方給水)のための情報収集・確認調査業務実施契約	161,578,800	17.39	株式会社アースアンドヒューマンコーポレーション	アフリカ	行政	人月当たり単価が高いため	関口	
2	農村開発部	農業・農村開発第一グループ 第一チーム	業務実施契約	企画競争	ミャンマー国イネ保証種子流通促進プロジェクト業務実施契約	691,188,120	155.00	株式会社V S O C	アジア	農業	契約金額が高額であること、並びにプロジェクトの内容及び契約相手方の属性を確認したい。	中久保	
3	産業開発・公共政策部	民間セクターグループ 第一チーム	業務実施契約	企画競争	バングラデシュ国 投資促進・産業競争力強化プロジェクト業務実施契約	1,645,094,880	332.00	株式会社コーエイ総合研究所	アジア	商業・貿易	事前調査や協力準備調査の受注業者、その情報の公開・共有方法を知りたい。また、業務内容のチェックや契約金額の妥当性についても、教えてください。	乾	
4	産業開発・公共政策部	ガバナンスグループ 行政・金融チーム	業務実施契約 (単独型)	企画競争	ベトナム国国営企業・銀行セクター改革に係る基礎情報収集・確認調査業務実施契約(単独型)	17,018,000	6.02	個人	アジア	行政	この案件に応札できる個人の属性、及び法人が応札しなかった理由を確認したい。	中久保	
5	インフラ技術業務部 社会基盤・平和構築部	有償技術審査室	業務実施契約	企画競争	フィリピン国「マロロスクラーク鉄道事業」及び「南北鉄道事業南線(通勤線)」に係る協力準備調査(補完)・詳細設計調査業務実施契約	7,962,575,400	1267.13	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル	アジア	運輸交通	当初契約金額が最も大きい契約を選定しました。 本契約前の調査(事前調査・協力準備調査)の受注業者(含むJV構成等)と本受注業者との関係性を知りたい。また、価格の妥当性の確認や業務内容のチェック体制等も教えてください。	不破 乾	
6	評価部	事業評価第一課	業務実施契約	企画競争	2017年度案件別外部事後評価:パッケージⅠ-1(中国、パキスタン)業務実施契約	91,007,280	16.20	アイ・シー・ネット株式会社	アジア	評価	評価のなかで一番大きな金額。評価事業全体における一社応札が全体の何パーセントを占めるのか、事業者の不足は改善しているのかという現況について知りたい。	関口	
7	評価部	事業評価第一課	業務実施契約 (単独型)	企画競争	2017年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-8:パレスチナ「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画」(プロジェクト評価)業務実施契約(単独型)	9,038,000	1.85	個人	中東	公益事業	相手方が個人の契約の中で、1人月当たりの契約金額が最も大きいものを選定しました。	不破	

2. 研修委託契約

(敬称略)

担当部署	担当課	研修形態	調達方法	案件名	契約金額 (円)	契約相手方名称	受入人数	受入期間 (日数)	分野	参加国	理由	委員	過去の契約監視委員会	
8	産業開発・公共政策部	民間セクターグループ 第二チーム	国別研修	参加意思確認公募	2017-2019年度モロッコ国「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」	4,377,475	株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ	10	11	産業振興	モロッコ	契約相手方を特定者として、参加意思確認公募とした理由。	前回委員会からの持越	2018年度第3回
9	中部センター	研修業務課	課題別研修	企画競争	2017-2019年度「地域資源を活用した商品ブランディング・マーケティング(A)」(1年次)	3,008,717	有限会社人の森	13	25	商業・貿易	アフガニスタン、アルバニア、ブータン、エチオピア、レソト、モンゴル、ナイジェリア、スワジランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、チュニジア、ザンビア	研修の内容、及び契約相手方の属性を確認したい。	中久保	
10	中部センター	研修業務課	課題別研修	企画競争	2017-2019年度「学校保健」	4,676,006	システム科学コンサルタンツ株式会社	12	45	保健・医療	アフガニスタン、ガーナ、リベリア、ミクロネシア、ミャンマー、スーダン、タンザニア、ザンビア	学校法人からの応札が期待できるのではないかと考えたため	関口	
11	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所	業務課	青年研修	企画競争	2017年度青年研修「モルディブ/体育教育コース」	3,332,331	特定非営利活動法人SCOP	10	17	人的資源	モルディブ	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所が所管する契約から選定しました。	不破	

コンサルタント等契約及び研修委託契約（2017年度契約）の
一者応札・応募に係る個別点検

案件情報シート

マリ国行政能力強化（ガバナンス・職業訓練・地方給水）のための情報 収集・確認調査業務実施契約	・・・ 1
ミャンマー国イネ保証種子流通促進プロジェクト業務実施契約	・・・ 4
バングラデシュ国投資促進・産業競争力強化プロジェクト業務実施契約	・・・ 7
ベトナム国国営企業・銀行セクター改革に係る基礎情報収集・確認調査 業務実施契約（単独型）	・・・ 12
フィリピン国「マロロス・クラーク鉄道事業」及び「南北鉄道事業南線 （通勤線）」に係る協力準備調査（補完）・詳細設計調査業務実施契約	・・・ 15
2017年度案件別外部事後評価：パッケージⅠ-1（中国、パキスタン）業 務実施契約	・・・ 19
2017年度案件別外務事後評価パッケージⅢ-8：パレスチナ「ジェリコ市 水環境改善・有効活用計画」（プロジェクト評価）業務実施契約（単独型）	・・・ 24
2017-2019年度モロッコ国「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研 修」	・・・ 29
2017-2019年度「地域資源を活用した商品ブランディング・マーケティ ング（A）」	・・・ 32
2017-2019年度「学校保健」	・・・ 35
2017年度青年研修「モルディブ／体育教育コース」	・・・ 38

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	セネガル事務所（アフリカ部アフリカ第四課）
(2) 案件名	マリ国行政能力強化（ガバナンス・職業訓練・地方給水） のための情報収集・確認調査業務実施契約
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	マリ
(5) 契約金額	161,578,800 円
(6) 総人月	17.39 人月
(7) 目的	本調査は、マリにおけるガバナンス・職業訓練・地方給水の3セクターの現況及び課題を明らかにし、パイロット事業の実施等を通じ、JICAが実施可能な当該セクターにおける行政能力強化に資する具体的支援策について検討を行うことを目的とする。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	(1) 総括／ガバナンス、(2) 職業訓練／研修計画運営、(3) 地方給水／研修計画運営
(9) 契約相手名称	共同企業体（JV）代表者：株式会社アースアンドヒューマンコーポレーション 構成員：アイ・シー・ネット株式会社、株式会社 TEC インターナショナル
(10) 公示日	2017年5月24日
(11) 業務指示書配布日	2017年5月24日～5月30日
(12) プロポーザル作成期間	16日間
(13) 関心表明者数および表明者名	業務指示書の配布希望者：8者 (1) (株) アースアンドヒューマンコーポレーション (2) アイ・シー・ネット株式会社 (3) オーピーシー株式会社 (4) 株式会社 VSOC (5) 株式会社地球システム科学 (6) 合同会社適材適所 (7) ビコーズ インステチュート株式会社 (8) 株式会社アールクエスト

2. 委員選定理由への回答

人月当たり単価が高いため。

本基礎情報収集調査については、今後のマリ協力事業（特に研修）を具体的に検討するため、調査内で対応する事項として、第三国研修の形式を想定したパイロット事業を組み込んでいる。これにかかる費用を 42,400 千円と想定して契約を締結したことから（公示においては別見積もりとして指示）、人月に対する契約額が比較的高くなっている。

3. 一者応募となった要因・背景及び対策

（1）背景・要因（ヒアリング結果）

- ・ マリにおいては安全管理上の観点から渡航可能地域が首都バマコのみであるという調査実施上の制約があること、また、本件にかかる業務はガバナンス・職業訓練・地方給水の 3 セクターの広範囲になることが想定されることから、応札の検討に当たりスムーズに調査の実施方針を策定できるよう、事前にセネガル事務所から現地情報の収集を入念に行い、業務指示書において各セクターの調査の事前情報及び調査のポイントや内容、制約下における情報収集方法を具体的に示した。
- ・ また、社会基盤・平和構築部の平和構築・復興室を通じ、本件の公示に関する広報（応募勧奨）を積極的に行うなどの工夫を講じた。
- ・ このような対策を行ったものの、他企業の辞退理由としては、自社単独での実施が困難であること、さらに共同企業体の結成や補強相手の確保が困難であったとの理由が多く挙げられており、企業間での要員調整が容易でなかったと考えられる。

（2）今後講ずる対策

- ・ 要員調整を行うための十分な期間を設けられるよう、調査の詳細を公開する公示からプロポーザルの締切までの期間を通常以上に長く確保する等の対応を講ずることとする。

4. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	<p>対象国 : 全途上国での業務の経験 言語 : 英語（仏語ができることが望ましい） 類似業務： （総括/ガバナンス）ガバナンス分野に係る業務経験 （職業訓練/研修計画）人的資源開発分野に係る業務 （地方給水/研修計画）給水分野に係る業務</p>
② 契約の経緯	<p>マリにおけるガバナンス・職業訓練・地方給水の3セクターの現況及び課題を明らかにし、JICAが実施可能な具体的支援策について検討することを目的とするもの。</p>
③ 要員確保 （コンサルタントの Availability）	<p>西アフリカ（仏語圏）での業務実績があり、ガバナンス・職業訓練・地方給水セクターのいずれかには知見を有する（株）アースアンドヒューマンコーポレーションやアイ・シー・ネット（株）を想定していたが、結果として両者にもう1者を加えた共同企業体が受注した。</p>
④ 継続性 （後続事業あり）	<p>なし</p>
⑤ その他	<p>「内容に比してMMが少なく、実施が困難と判断した」との辞退理由が6者中1者あったが、他の辞退者からは理由として挙げられておらず、MMの設定は適切であったと考えられる。</p>

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第一チーム
(2) 案件名	ミャンマー国イネ保証種子流通促進プロジェクト業務実施契約
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	ミャンマー
(5) 契約金額	691,188,120 円
(6) 総人月	155.00 人月
(7) 目的	本業務は、エーヤワディー地域及びザガイン地域シュエボ一郡において、品質の保証された「保証種子 (CS)」の生産・活用促進のための官民連携の強化、CS 圃場審査・生産技術普及を担う普及員及び種子圃場職員の能力強化、CS 生産物審査の効率性向上、CS 需要喚起のための啓発活動により、対象地域における CS 流通量の増大を図り、もって対象地域における米の生産性向上及び品質向上に寄与するものである。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	(1) 総括／官民連携、(2) 生産物審査／圃場審査、(3) 普及実務／認証システム改善、(4) 業務調整／市場育成、(5) 種子センター (4 及び 5 はプロポーザル評価対象外)
(9) 契約相手名称	共同企業体 (JV) 代表者：株式会社 VSOC 構成員：公益社団法人国際農林業協働協会
(10) 公示日	2017 年 7 月 19 日
(11) 業務指示書配布日	2017 年 7 月 19 日～7 月 25 日
(12) プロポーザル作成期間	27 日間
(13) 関心表明者数および表明者名	4 者 (1) 株式会社 VSOC (2) 公益社団法人国際農林業協働協会 (3) 株式会社三祐コンサルタンツ (4) 海外貨物検査株式会社

2. 委員選定理由への回答

契約金額が高額であること、並びにプロジェクトの内容及び契約相手方の属性を確認したい。

- (1) 契約金額が高額である理由：協力期間が長期（5年5ヵ月）に亘るプロジェクトであるため。
- (2) プロジェクトの内容：上記1（7）の通り。
- (3) 契約相手方の属性：国際協力諸事業を実施する株式会社と農林分野国際協力を実施する公益法人の2者から構成される共同企業体

3. 一者応募となった要因・背景及び対策

- (1) 背景・要因（ヒアリング結果：複数回答有）
 - ア 自社で業務主任者が確保できない（1者）
 - イ 自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない（2者、内1者は上記アの回答者と同じ）。
- (2) 今後講ずる対策

本件では、JVによる応募も想定されたため、公示開始7か月前に業務説明会を開催（12社参加）し、また公示1か月前に実施したプレ公示期間中に1社に対し求めに応じて業務説明を実施した経緯がある。今後、類似の案件については定期的に開催している農村開発部とコンサルタントとの連絡協議会も活用し、応募を憚る。

4. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	対象国：ミャンマー及び全途上国（業務主任者の業務経験条件。社としての対象国の記載無し） 言語：英語（同上） 類似業務：種子増殖及び農業普及に係る各種業務（同上） 参加要件：特に無し（公示項番3（2））
② 契約の経緯	ミャンマー国農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト（2011年8月9日～2016年8月8日）の後継案件の実施に係る業務委託を行うもの。
③ 要員確保 （コンサルタントのAvailability）	本プロジェクトは、稲保証種子（以下「CS」）全国生産量の4割を占める2プロジェクトサイトにおいて、CSに係る生産・活用促進官民連携強化、圃場審査・生産普及要員能力強化、生産物審査（種子検査）効率化、及び需

	<p>要増加啓発等の活動実施を通じた CS 流通量増大を目的とするものであるところ、係る活動は品質が保証された種子を安定して生産・供給することを主旨とする「主要農作物種子法」(2018年4月廃止)により農水省所管の下、我が国国内で長年にわたり広く実施されてきたものであり、本プロジェクト業務従事者として必要な知見・能力を有する要員をコンサルタントが確保することは可能であると想定していた。</p>
<p>④ 継続性 (後続事業あり)</p>	<p>無し</p>
<p>⑤ その他</p>	<p>ヒアリングにおいて、JICAの公示・入札内容、プロセスへの不満は聞かれなかった。</p>

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 第一チーム
(2) 案件名	バングラデシュ国投資促進・産業競争力強化プロジェクト業務実施契約
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	バングラデシュ
(5) 契約金額	1,645,094,880 円
(6) 総人月	332.00 人月
(7) 目的	本業務は、バングラデシュにおいて、ビジネス環境整備、投資促進に資する経済特区開発促進、及び産業振興にかかる各種施策の立案・実施及び実施体制の強化により、外国直接投資と国内産業の連関の強化を図り、もって同国内の産業の多角化及び高度化に寄与することを目的として実施する。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	(1) 総括／投資促進・産業振興戦略 1、(2) 副総括／投資促進・産業振興戦略 2、(3) 業務調整／ビジネス環境整備 3、(4) ビジネス環境整備・投資促進グループリーダー／産業競争力強化、(5) 投資誘致戦略／ビジネス環境整備 2、(6) BIDA ¹ 組織運営／人材育成、(7) IT／情報管理体制整備、(8) 広報／外資・国内企業間連携促進 1、(9) 経済特区運営体制強化グループリーダー／投資促進、(10) 経済特区法制度、(11) 経済特区運営・ワンストップサービス整備（事業許可・事業モニタリング・環境・建築・輸出入、税関、物流、税務、各種許認可手続き）、(12) 経済特区運営にかかる人材育成、(13) 広報／外資・国内企業間連携促進 2、(14) 産業振興体制強化グループリーダー、(15) 生産技術／機器維持管理 1、(16) 生産技術／機器維持管理 2、(17) 品質管理／5S・カイゼン、(18) 経営管理／企業診断、(19) BDS ² 組織運営／人材育成、(20) BDS 機能強化、(21) 広報／外資・国内企業間連携促進 3
(9) 契約相手名称	共同企業体 (JV) 代表者：株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

¹ Bangladesh Investment Development Agency:バングラデシュ投資開発庁

² Business Development Service : ビジネス開発サービス

	構成員：ユニコインターナショナル株式会社、株式会社 ワールド・ビジネス・アソシエイツ
(10) 公示日	2017年2月1日
(11) 業務指示書配布日	2017年2月1日～2月7日
(12) プロポーザル作成期間	24日間
(13) 関心表明者数および表明者名	11者

2. 委員選定理由への回答

事前調査や協力準備調査の受注業者、その情報の公開・共有方法を知りたい。また、業務内容のチェックや契約金額の妥当性についても、教えてください。

(1) 事前調査や協力準備調査の受注業者、その情報の公開・共有方法

本案件実施前の詳細計画策定調査は、当初、本案件の産業振興コンポーネント部分にあたる「BITAC³機能強化プロジェクト」及び「中小企業経営改善プロジェクト」に係るバングラデシュ政府の要請を受け、これらを統合した中小企業振興プロジェクトの詳細計画策定調査として実施。業務実施契約（単独型）2契約（①生産管理、②経営管理/評価分析）でコンサルタントを傭上し、受注者は株式会社グローバル開発経営コンサルタンツ（①）およびアイ・シー・ネット株式会社（②）であった。

その後、詳細計画策定調査の協議の過程で、持続的な経済開発のためには産業振興と投資促進に係る包括的な取り組みが必要と合意されたことから、要請のあった2案件、また別途円借款事業との関係で検討されていた経済特区開発案件を統合し、現状の協力デザインとなった。本案件は、互いに関連性の深い投資促進（ビジネス環境整備）、経済特区開発と産業振興政策に同時に取り組むことによって相乗効果の発現を図ることを特長としており、3つのコンポーネントの組み合わせは妥当と判断された。また省庁横断的な協力を実現するために、バングラデシュ政府側は首相府がプロジェクト全体総括機構として横断的事項の調整や指示を行うこととなった。

なお、詳細計画策定調査の最終結果は、公示時に配付資料として共有された。

(2) 業務内容のチェックや契約金額の妥当性

業務内容のチェックについては、基本的に渡航毎、コンポーネント毎に報告を受けている他、バングラデシュ事務所でも本部と同程度あるいはそれ以上の頻度で活動報告等の打合せを行っている。本部・事務所間でも受注者から報告される案件進捗や活動方針について意見を交わし、適時受注者に対し指示を行っている。また、受注者側の体制としては、契約全体を俯瞰する Project Management Unit として、総括あるいは副総括が原則全ての打合せ・報告会に出席することで、コンポーネントを超えた、契約全体の業務進捗を確認・チーム内共有が成される体制となっている。

³ Bangladesh Industrial Technical Assistance Centre: バングラデシュ工業技術支援センター

金額の妥当性については、事業事前評価時の想定 MM は 332.0MM、総調査費用は 16.13 億円に対し、契約金額は 16.45 億円。3つのコンポーネントそれぞれが相当規模であり、かつ、計5年間の案件のため、一般的な技術協力と比較しても妥当な総額と言える。

3. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

本案件公示時、業務指示書配布依頼者は11者あったものの、9者が辞退した。この理由として、業務主任者を任せられる人材が確保できなかったこと、自社で業務従事者が確保できないこと、自社単独での実施が困難で共同体の結成や補強相手の確保が困難であったことが、多くの関心表明者によって挙げられた。また、2016年7月のダッカ事案発生後であったため、治安・安全対策上の懸念を挙げた企業もあった。

(2) 今後講ずる対策

本案件は当初、公示日を2016年8月24日に予定し、プレ公示を8週間前の2016年6月29日に行ったが、同年7月のダッカでの事案発生後に一旦取り下げざるを得なかった経緯がある。このため、案件の開始が遅延せざるを得なかったが、協力再開の目途が立った後、公示6週間前の12月21日にプレ公示を実施、12月27日に意見交換会、12月28日に業務指示書原案を公開しコメント募集も行ったにもかかわらず1者応募となった。

今後の対策としては、引き続き意見交換会等の場を活用してより積極的に情報公開を行うとともに、プレ公示を更に早期に実施し、コンサルタント側のより一層の準備期間確保に努めることとする。また、より積極的に参入がしやすくなるよう、JICAの民間セクター開発に係る取組みの発信強化を行い、同分野のコンサルタントの裾野拡大に努めるとともに、民間セクター開発分野の能力強化研修を継続する。

4. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	<p>【競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】</p> <p>（1）以下のいずれかに該当する者は、JICA 契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。</p> <p>1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>2）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者</p> <p>3）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p> <p>（2）JICA 契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。</p> <p>1）全省庁統一資格 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。</p> <p>2）日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p> <p>【業務従事者に求める経験、能力等】</p> <p>対象国：全途上国での業務の経験</p> <p>語学力：英語</p> <p>類似業務：</p> <p>① 総括／投資促進・産業振興戦略 1：投資促進・産業振興にかかる各種業務</p> <p>② 副総括／投資促進・産業振興戦略 2：投資促進・産業振興にかかる各種業務</p> <p>③ ビジネス環境整備・投資促進グループリーダー／産業競争力強化：ビジネス環境整備・投資促進・産業競争力強化にかかる各種業務</p> <p>④ 経済特区運営体制強化グループリーダー／投資促進：経済特区運営体制整備にかかる各種業務</p>

	⑤ 産業振興体制強化グループリーダー：裾野産業振興・中小企業振興にかかる各種業務
② 契約の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年8月24日公示を予定し6月29日にプレ公示の後、ダッカ事案発生によりプレ公示取り下げ。 ・ 2016年12月21日にプレ公示 ・ 2016年12月27日に意見交換会を実施 ・ 2016年12月28日に業務指示書（原案）公開、コメント募集開始（受付期間2週間） ・ 2017年2月1日公示 ・ 2017年4月21日契約締結
③ 要員確保 （コンサルタントの Availability)	<p>関連案件や本分野案件の受託経験のある以下企業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング ・ ユニコ インターナショナル株式会社 ・ 株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ ・ 株式会社日本開発政策研究所 ・ 株式会社レックス・インターナショナル ・ 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル ・ アイ・シー・ネット株式会社 ・ 株式会社グローバル開発経営コンサルタンツ ・ デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社 ・ EY 新サステナビリティ株式会社 ・ PwC コンサルティング合同会社 ・ システム科学コンサルタンツ株式会社 ・ 株式会社野村総合研究所
④ 継続性 （後続事業あり）	未定
⑤ その他	なし

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム
(2) 案件名	国営企業・銀行セクター改革に係る基礎情報収集・確認調査
(3) 業務区分	業務実施契約（単独型）
(4) 対象国	ベトナム
(5) 契約金額	17,018,000 円
(6) 総人月	6.02
(7) 目的	ベトナム政府による国営企業改革・銀行セクター改革について、その取り組み状況の確認・調査を行うとともに、制度・法令等の改善取り組みにかかる提案（案）をまとめる。
(8) 業務従事者分野 （公示時）	金融政策
(9) 契約相手名称	個人
(10) 公示日	2017年3月29日
(11) 業務指示書配布日	2017年3月29日
(12) プロポーザル作成期間	14日間
(13) 関心表明者数および表明者名	単独型のため、関心表明手続きはなし。

2. 委員選定理由への回答

この案件に応札できる個人の属性、及び法人が応札しなかった理由を確認したい。

(1) この案件に応札できる個人の属性

過去我が国あるいは途上国において、国営企業改革や銀行セクター改革に関する行政経験のある個人。

(2) 法人が応札しなかった理由を確認したい

一者応募となった要因について、応札が考えられるコンサルタントにヒアリングしたところ、以下3. の回答のとおり。

3. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

- 業務指示書に対応できる人材がいなかった。

- 業務指示書で期待される人月・契約期間が同社人材にマッチしなかった。
- 単独型であったため、本邦と現地での複数人材配置で対応できなかった。
- 単独型の業務は、業務内容によるが基本的に応札していない。

(2) 今後講ずる対策

- 少なくとも JICA 業務の範囲内において、類似業務が集中する時期を避け、公示するタイミングを調整するよう努める。
- わかりやすい業務指示書等の作成、関連書類の幅広い提供・共有等に引き続き努めると共に、必要に応じて説明会等を実施する。
- プレ公示を早期に行うとともに、公示期間の延長を検討する。
- 分割可能な業務の場合は、業務を切り分ける、期間を短縮する等を検討する。

4. 補足情報

項目	補足情報
(1) 応募要件	<p>対象国 : ベトナム国及び全途上国 言語 : 英語 類似業務 : 国営企業改革や銀行セクター改革に係る各種業務 参加要件 : 特になし</p>
(2) 契約の経緯	<p>ベトナム政府が 2011 年以降重視する国営企業改革、銀行セクター改革の諸課題の改善を支援するため、機構は「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」(2014. 3~2017. 2) 及び「国家銀行改革支援プロジェクト」(2014. 3~2017. 3) を実施。本調査は、左記プロジェクト終了時評価にて提案されたフォローアップ事項、およびベトナム政府による国営企業改革及び別途要請されていた「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備」プロジェクトを取り巻く取り組み状況を確認するため、実施された。</p>
(3) 要員確保 (コンサルタントの Availability)	<p>本件は、国営企業改革や銀行セクター改革に関するもので、機構が携わる事業としても非常に珍しい分野の案件であるため、もともと従事できる要員も非常に希少であることが想定された。</p> <p>また、我が国自身が経済・金融危機に直面し金融等の改革に本格的に従事したのは 1990 年代と 20 年近く前の出来事でもあることから、財務省や金融庁にも当時の行政経験を有している現役職員はすでにほとんど存在し</p>

	<p>ないことを聞いていた。</p> <p>金融分野にかかる業務の観点からは、総研系のコンサルタントが想定されたが、上記のような想定により、現在コンサルタントに所属していなくても、過去官民で直接経験した元行政官や元社員にも応札可能性を広げることで競争性が確保できるのではないかと考え募集を行った。</p> <p>前身のプロジェクトの経緯等もあるため、公示時には、前身プロジェクトの終了時評価や各成果品等案件の背景がわかる情報を多数閲覧・貸与可能な状況にしたが、結果的に一者の応札となった。</p>
<p>(4) 継続性 (後続事業あり)</p>	<p>上述の「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備」プロジェクトは、2017年度に日本政府により採択され、機構による詳細計画策定調査を経て、「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」として、ベトナム政府カウンターパート機関であるベトナム国家証券委員会と2018年11月5日に討議議事録(R/D)を締結した。</p>
<p>(5) その他</p>	<p>ヒアリングにおいて、JICAの公示・入札内容、プロセス・内容への不満は聞かれなかった。</p>

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	インフラ技術業務部 有償技術審査室 (～2018年11月：社会基盤・平和構築部 運輸交通・ 情報通信G 第三チーム)
(2) 案件名	フィリピン国「マロロス・クラーク鉄道事業」及び「南 北鉄道事業南線（通勤線）」に係る協力準備調査（補完）・ 詳細設計調査業務契約
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	フィリピン
(5) 契約金額	7,962,575,400 円
(6) 総人月	1267.13 人月
(7) 目的	フィリピンにて事業実施が計画されている本円借款事 業の対象となる予定の土木構造物及び鉄道システムの 詳細設計と施工計画、環境社会配慮等の検討を行い、最 最終的に本円借款事業の入札図書（案）ならびに住民移転 計画等を成果物として作成する。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	プログラクマネージャー プロジェクトマネージャー（マロロス・クラーク鉄道事 業） プロジェクトマネージャー（南北鉄道事業南線（通勤 線）） 以下、合計 139 名
(9) 契約相手名称	共同企業体（JV）代表者：株式会社オリエンタルコンサル タントツグローバル 構成員：日本コンサルタント株式会社、株式会社トーニ チコンサルタント、株式会社片平エンジニアリング・イ ンターナショナル、パシフィックコンサルタント株式会 社、東京地下鉄株式会社
(10) 公示日	2017年9月8日
(11) 業務指示書配布日	2017年9月8日～9月14日
(12) プロポーザル作成期間	21 日間
(13) 関心表明者数およ び表明者名	12 者： ① 株式会社オリエンタルコンサルタントグローバル ② 株式会社トーニチコンサルタント ③ 株式会社片平エンジニアリング・インターナシヨナ

	ル
	④ パシフィックコンサルタンツ株式会社
	⑤ デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー 合同会社
	⑥ 株式会社パスコ
	⑦ 株式会社伊藤喜三郎建築研究所
	⑧ 株式会社建設技術センター
	⑨ 株式会社アルメック VPI
	⑩ 国際航業株式会社
	⑪ 三井共同建設コンサルタント株式会社
	⑫ 日本工営株式会社

2. 委員選定理由への回答

当初契約金額が最も大きい契約を選定しました。本契約前の調査（事前調査・協力準備調査）の受注業者（含む JV 構成等）と本受注業者との関係性を知りたい。また、価格の妥当性の確認や業務内容のチェック体制等も教えてください。

本案件は、2017年に詳細設計調査が完了した「南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツバン）」（現在本体工事調達手続中）の北方および南方への延伸事業を対象とする調査である。北方延伸区間（マロロス-クラーク鉄道事業）は株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）が、南方延伸区間（南北鉄道事業南線（通勤線））はフィリピン国政府関連機関およびアジア開発銀行（ADB）が先行調査を実施しており、本調査ではこれを補完する協力準備調査を行うとともに、その結果をふまえ事業性を確認のうえ詳細設計調査までを行う。本調査の共同企業体のうち、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバルは、JOIN 及び ADB が実施した調査の受注者（単独受注）である。

本案件は延長 100km を超える鉄道計画、事業性確認、構造物設計、数千枚に及ぶ入札図書（案）作成などを行う大規模調査であるが、契約交渉の過程においては、類似かつ関連案件でもある「南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツバン）詳細設計調査」を参考に、日本の基準や事例などをもとに調査団員の見積りや再委託契約の金額を精査の上、受注者側と計 6 回の交渉を行い、発注者受注者双方が合意できる金額で契約締結した。業務実施中は、毎月提出される業務従事月報や打合せ簿を基本に契約管理を行いながら、フィリピン国実施機関である運輸省、関係機関、コンサルタントならびに JICA 事務所が参加する案件調整会議や個別会議などの会議結果の情報共有や、コンサルタントと JICA の間でのテレビ会議などを頻繁に行っており、JICA としての対応が必要となった場合には迅速に対処できるように、案件開始前から関係部署とは密に連携して案件監理を行っている。技術的内容の質の確保については、設計に関する外部照査の枠組みを契約に組み込み、外部照査者による照査報告を確認することで JICA として監理している。

3. 一者応募となった要因・背景及び対策

（1）背景・要因（ヒアリング結果）

本業務は、「マロロス・クラーク鉄道事業」及び「南北鉄道事業南線（通勤線）」の協力準備調査（補完）ならびに詳細設計調査を実施するものである。

鉄道分野の実務遂行能力を有するコンサルタントは組織数、人材数共に他分野と比較して少ないため、そもそも多数者の応募を想定するのは厳しい実情がある。さらに本業務と同時期に「インド国高速鉄道建設事業詳細設計調査」や「ミャンマー国ヤンゴン-マンダレー鉄道整備事業フェーズⅡ詳細設計調査」、「フィリピン国メガマニラ圏地下鉄事業準備調査及び詳細設計調査（マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズⅠ）フェーズⅡ）」等の詳細設計調査に加え、日本が支援する鉄道建設事業の実施・施工監理コンサルティング業務等の鉄道に係る大規模な事業が進行中であるため、日本の鉄道分野のコンサルタントが一層不足している時期にある。

上記事情を考慮し、複数社が各々プロポーザルを提出して企画競争となることを期待し、応札可能性を高めるために業務指示書においても全従事者数に対する補強団員の人数比率の目安を撤廃し、評価対象者以外は補強団員を認めることにした。

公示を実施したところ、12社が業務指示書を受領したが、8社が応札を辞退し、6者JVによる1者応札となった。

辞退した会社の理由を複数回答可能としてアンケート形式でヒアリングしたところ、2社から「自社で業務主任者が確保できない」、4社から「自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない」、2社から「補強で参加する」と回答があった。なお、2社については、辞退理由書を受領していない。

（2）今後講ずる対策

本案件に限らず、プレ公示の前広な実施、実施済準備調査報告書等の本件調査に有用な情報提供を明示する等取り組んでおり、これらの取組みは今後も続ける予定である。また、調査業務におけるランプサム契約の導入や、外国籍人材の活用などを検討している。

4. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	(1) 参加要件 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 (2) 参加の制限 特になし。
② 契約の経緯	① プレ公示（2017年6月28日；「マロロス-クラーク鉄道事業」部分） ② 公示（2017年9月8日） ③ 業務指示書配布期間（2017年9月8日～9月14日） ④ 質問回答（2017年9月15日） ⑤ プロポーザル提出〆切（2017年9月29日） ⑥ 契約交渉（2017年10月12日～2017年11月20日；対面協議及びメールにて計6回） ⑦ 契約締結（2017年11月28日）
③ 要員確保 （コンサルタントのAvailability）	辞退企業から「自社で業務主任者・業務従事者が確保できない」「自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない」との回答があったとおり、本邦コンサルタント業界における本分野での専門人材が不足している。
④ 継続性 （後続事業あり）	今後、本調査をもとにL/Aを締結した円借款事業本体の調達が予定されている。
⑤ その他	特になし。

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	評価部事業評価第一課
(2) 案件名	2017年度案件別外部事後評価：パッケージ1-1（中国、パキスタン）業務実施契約
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	パキスタン、中国
(5) 契約金額	91,007,280円
(6) 総人月	16.20人月
(7) 目的	<p>本業務は、2017年度外部事後評価として、DAC評価5項目（妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性）による評価を行うものである。対象国及び対象案件は次のとおり。</p> <p>【中国】</p> <p>四川省地方都市水環境整備事業（円借款） 河南省南陽市環境整備事業（円借款） 湖南省都市廃棄物処理事業（円借款） 安徽省都市廃棄物処理事業（円借款）</p> <p>【パキスタン】</p> <p>ダドゥークズダール送電網事業（円借款） 農村振興道路建設事業（第二期）（シンド州）（円借款） 中波ラジオ放送網改修計画（無償）</p>
(8) 業務従事者分野 （公示時）	(1) 総括／プロジェクト評価1、(2) プロジェクト評価2、(3) プロジェクト評価3、(4) プロジェクト評価4、(5) 有識者
(9) 契約相手名称	共同企業体（JV）代表：アイ・シー・ネット株式会社 構成員：株式会社国際開発センター
(10) 公示日	2017年5月31日
(11) 業務指示書配布日	2017年5月31日～6月6日
(12) プロポーザル作成期間	16日間
(13) 関心表明者数および表明者名	1者

2. 委員選定理由への回答

評価のなかで一番大きな金額。評価事業全体における一者応札が全体の何パーセントを占めるのか、事業者の不足は改善しているのかという現況について知りたい。

- 2017年度は26パッケージ（86案件）について公示を行い、そのうち13パッケージが一者応札となった。なお、直近4年間の傾向は以下のとおり。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
案件数	92	96	86	69
パッケージ数※	28	29	26	23
一者応札数	8	15	13	1
一者応札の割合	29%	52%	50%	4%
再公示件数※※	6	8	3	0

※コンサルタント契約を締結した実績

※※再公示の回数。1件の公示で2回再公示をしていれば2回カウントとしている。

- 一者応札減に向けた具体的な取り組みについては、次項3.(3)のとおり。また、近年の応募・受注傾向は以下のとおりである。

【事業者ベース】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
パッケージ数※	28	29	26	23
プロポーザル提出件数※※	48	47	45	88
プロポーザル提出者（会社数）※※※	26	31	27	39
うち新規応募者（受注者）	2 (1)	9 (2)	7 (2)	9 (0)

※契約実績

※※共同事業体によるプロポーザルは1件としてカウントしている（企業ごとにカウントはしていない）。

※※※共同事業体の場合はそれぞれのコンサルタント企業を1社としてカウントしている。

【評価者（個人）ベース】（2015年度以前はデータなし）

	2016年度	2017年度	2018年度
案件数	96	86	69
評価者数（人数）※	58	53	43
うち新規評価者（人数）	10	15	4
新規評価者割合	17%	28%	9%

※1名の評価者が複数案件担当していても1件でカウント。

- 事業者増という点でも人材増という点でも短期的に結果の出る話ではなく、中長期的な取り組みが必要である。新規事業者（コンサルタント企業）の増加については、事後評価経験の豊富なコンサルタントとの競争は厳しい面もあり、毎年度1～2件程度の受注に留まっているが、若手人材の育成という点では受注経験者の中で積極的なコンサルタント企業もあり、毎年一定程度の未経験者が新たに参加している。

- 近年の傾向としては、2017 年度に新規評価者が増えているが、考えられる理由としては以下のとおりである。
 - 1) 例年実施しているコンサルタント企業向けの業務説明会において、2017 年度分より新規参入者向けのセッションを設定。外部事後評価制度についての基本的な情報提供や質疑応答を行う機会を初めて設定した。
 - 2) 2017 年度公示においては、若手育成を想定したパッケージを 3 件、新規参入者向けのパッケージを 1 件と、例年より多く設定した。
- 一方、2018 年度においては、例年より公示件数が少なく競争が厳しくなったことから、企画競争の結果、業務経験の豊富なコンサルタントによる受注が多くなり、前年よりも新規評価者・受注者共に減る結果となっている。しかし、これまでのヒアリングを踏まえると、新規事業者の増加に向けた試み、若手人材を意図したパッケージに対する要望はコンサルタント側でも一定程度あると認識しており、引き続き公示において取り組んでいく方針である。

3. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

① 背景

- 外部事後評価では、複数国に跨る現地調査による作業効率化や契約管理の負担軽減の観点から、毎年対象案件（毎年 80～100 案件程度）を 20 程度のパッケージに分け、更に公示のタイミングも 4 回に分けて行っている。
- 2017 年度は 26 パッケージ（86 案件）について公示を行い、そのうち 13 パッケージが一者応札となった。
- コンサルタントは通常得意なセクター、国（言語）・地域やスキームにより、応募する案件を他業務従事者や共同事業体（JV）先のスケジュールも勘案しつつ検討している。

② 事後評価全体に係る要因

- 事後評価では、評価の客観性・独立性を確保する観点から、過去、該当事業の事業計画策定や実施段階に関与した個人・法人は応募できないという制約がある。
- 事業効果を裏付ける根拠の収集を効率的・効果的に実施する能力、さらにはこれらの根拠を一定の基準に沿って判断する技能・経験も求められることから、一般論としてコンサルタント等の母集団が小さくならざるを得ない。
- 通常の協力準備調査等と異なり、本体事業に繋がる業務ではないためコンサルタント企業にとっては魅力的ではないという点もあると考えられる。
- 業務量（M/M）が限られている割に業務期間が長く拘束されることがコンサルタント企業にとってデメリットとなっているとの声もある。

③ 本契約に係る要因

- 本契約では、中国 4 案件に机上評価（治安への懸念により、日本人評価者が現地

に入らず、ローカルコンサルタントによる情報収集結果に基づき評価を行う手法)であるパキスタンを組み合わせため、他のパッケージより大きな規模となった。そのため、通常のパッケージよりも業務従事者を多く確保する必要があり、各社とも適切な業務主任者や他業務従事者、JV 先が見つけれなかった(対象セクター/国・地域で経験を有する者とのスケジュール調整ができなかった)。

- 机上評価のみのパッケージとした場合、現地業務日数はローカルコンサルタントと打ち合わせを行い、現地調査の品質管理を行うための第三国渡航分(通常一案件あたり約 10 人日)のみとなる。ただし、ローカルコンサルタントによる情報収集等が難航したときに全体の業務を調整しにくいことが懸念されたこと(例えば、他の国の案件と業務量を調整する等)から、コンサルタント業者からの協力が得にくい(応募がない)と考えられた。そのため、通常形態で実施する外部評価との統合を検討したものである。

(2) 今後講ずる対策

外部事後評価全体で以下の対策を実施済みであり、今後も継続していく予定である。

- コンサルタント等に対して、業務内容の説明会を開催(業務内容説明会は受注経験者も参加するが、別途新規参入者向けに外部事後評価制度や考え方について説明するセッションも設定)。
- 国・地域、スキーム、セクター、及び応募が想定される企業等(個人を含む)の規模を勘案し、より応募しやすくなるようにパッケージサイズを適正化。
- 各パッケージのプレ公示を早めに実施。2018 年度は外部評価の公示が始まる 2 カ月前に全件を一斉にプレ公示した。
- プロポーザル評価対象者を基本的に総括 1 名に限定し、プロポーザル評価対象者に課される最低 M/M 及び担当案件数の条件を緩和。
- 中長期的な視点からの受注者・評価者人材の増加に向けたパッケージ設定の工夫(外部事後評価の未経験者や企業も応募しやすい案件でパッケージを構成し、他のパッケージに比べるとよりバックアップ体制を重視した配点にするなど工夫を行った)。
- M/M が限られている割に業務期間が長く拘束される点等がヒアリングで指摘されていることを踏まえ、適切な M/M が設定されるよう見直しを行った。
- 排除者条項を緩和(応募企業に評価対象事業の計画策定や実施段階に関与した個人が所属していたが、それが再委託や非常に限定された一部の範囲であって評価の中立性・独立性に影響を与えないと考えられる場合、もしくは関与していた個人が既に退職している場合などに、個別に排除者条項の適用除外についてプロポーザル提出前に機構側に説明、確認できることとした)。

4. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	対象国：中国、パキスタン及びその他全途上国 言語：英語 類似業務：各種評価調査
② 契約の経緯	特になし
③ 要員確保 (コンサルタントの Availability)	過去3年間、事後評価に応札したコンサルタント会社は約30社、うち受注に至ったのは17~19社である(JVによる受注は構成員もカウント)。上記の通り、排除者条項や案件の規模が小さいことから、大手コンサルタント会社は敬遠する傾向があり、また、DAC評価5項目等の知識・理解等の前提条件があるため、新規参入が難しい。従って、応募・受注するのは中小・個人経営コンサルタント会社が大半を占める。 ただし、事後評価未受注の関心者層の発掘に向け、業務説明会の開催や公示上の工夫も継続しており、新規の応札者は2016年度9社(うち受注2社)、2017年度7社(うち受注2社)、2018年度9社(うち受注0社)と増えてきており、事後評価を受注可能なコンサルタント等の母集団は少しずつではあるが増加していると考えられることから、中長期的な取り組みを継続していくことが重要であると考えられる。
④ 継続性 (後続事業あり)	特になし
⑤ その他	特になし

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	評価部事業評価第一課
(2) 案件名	2017 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-8 : パレスチナ国ジェリコ市水環境改善・有効活用計画（プロジェクト評価）業務実施契約（単独型）
(3) 業務区分	業務実施契約（単独型）
(4) 対象国	パレスチナ
(5) 契約金額	9,038,000 円
(6) 総人月	1.85 人月
(7) 目的	本業務は、2017 年度案件別外部事後評価として、DAC 評価 5 項目（妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性）により、パレスチナ「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画（無償資金協力）」の評価を行うものである。
(8) 業務従事者分野 （公示時）	プロジェクト評価（格付 2 号）
(9) 契約相手名称	個人
(10) 公示日	2017 年 9 月 6 日
(11) 業務指示書配布日	2017 年 9 月 6 日
(12) プローポザル作成期間	14 日間
(13) 関心表明者数および表明者名	1 者

2. 委員選定理由への回答

相手方が個人の契約の中で、1 人月当たりの契約金額が最も大きいものを選定しました。

以下のとおり、2) ローカルコンサルタントの役割と業務量、3) 現地調査費の積算単価の 2 点が、1 人月当たりの契約金額が大きくなっている理由であると考えます。

1) 業務従事者の業務量

外部事後評価の業務量については、過去の豊富な契約実績に加えて、個々の案件の状況（サイト数やインタビュー対象者数等）も踏まえて積算されており、妥当な日数になっている。なお、同様に単独型で公示した「2016 年度案件別外部事後評価：パッケージⅡ-1（無償資金協力）ハイチ：レオガン市復興のための市街地道路整備計画（プロジェクト評価）」の業務量は 1.55M/M であり、本件とほぼ同等である。

2) ローカルコンサルタントの役割と業務量

外部事後評価では、日本人評価者（業務従事者）による現地調査は2回（本案件の場合、現地業務は合計 0.9M/M）で設定していることから、現地調査前の調整・準備や調査後のフォローなど、調査補助を行うローカルコンサルタントの役割が大きいことが特徴である。現地調査補助員は、現地調査前に全ての視察・面談の調整を行うだけでなく、日本人評価者の現地滞在中に確認できなかったデータや資料の再収集や視察・面談先への追加インタビューなども行う。そのため、本業務では、現地調査補助員の業務量は 1.17M/M（35M/D）と日本人評価者の現地調査よりも多くの日数を積算している。

3) 現地調査費の積算単価

業務実施契約（単独型）における現地調査費などの一般業務費は、契約に含まれる場合、見積書作成時に JICA が予め提示する費目・定額を計上することになっている。本件の場合、一般業務費として計上している 3,832,000 円のうち、特に大きいのが①特殊傭人費（50,000 円×35 日＝1,750,000 円）と②車両借上費（30,500 円×35 日＝1,067,500 円）である。以下具体的に説明する。

①外部評価においては、日本人評価者の補助としてのローカルコンサルタントの役割の重要性から、単なる通訳以上の能力が必要であり、過去の契約においても一定の学歴と実務経験のある人材が傭上されていることがほとんどである。そのため、過去の契約単価および最近の JICA 事業でのアシスタント傭上のケースなども踏まえて JICA 現地事務所とも相談の結果、イスラエルの物価の高さも考慮し、50,000 円/日という単価を設定した。

②車両の積算単価については、JICA で設定されている「事業費積算単価」を基に、イスラエル単価（パレスチナ単価は 14,200 円/日）を使用した。本事業の対象地域はジェリコ市であるが、当時 JICA パレスチナ事務所はイスラエル領（テルアビブ）にあり、到着時のセキュリティブリーフィングや調査報告の関係上、テルアビブとジェリコ間を移動する必要があった。JICA 事務所に相談したところ、パレスチナで傭上した車両とドライバーではイスラエル領への移動の際に問題が発生する可能性があるという指摘されたことから、積算ではイスラエル単価を利用することとした。

3. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

① 背景

- 外部事後評価では、複数国に跨る現地調査による作業効率化や契約管理の負担軽減の観点から、毎年対象案件（毎年 80～100 案件程度）を 20 程度のパッケージに分け、更に公示のタイミングも 4 回に分けて行っている。

- 2017 年度は 26 パッケージ（86 案件）について公示を行い、そのうち 13 パッケージが一者応札となった。
- コンサルタントは通常得意なセクター、国（言語）・地域やスキームにより、応募する案件を他業務従事者や共同事業体（JV）先のスケジュールも勘案しつつ検討している。

② 事後評価全体に係る要因

- 事後評価では、評価の客観性・独立性を確保する観点から、過去、該当事業の事業計画策定や実施段階に関与した個人・法人は応募できないという制約がある。
- 事業効果を裏付ける根拠の収集を効率的・効果的に実施する能力、さらにはこれらの根拠を一定の基準に沿って判断する技能・経験も求められることから、一般論としてコンサルタント等の母集団が小さくならざるを得ない。
- 通常の協力準備調査等と異なり、本体事業に繋がる業務ではないためコンサルタント企業にとっては魅力的ではないという点もあると考えられる。
- 業務量（M/M）が限られている割に業務期間が長く拘束されることが企業にコンサルタントにとってデメリットとなっているとの声もある。

③ 本契約に係る要因

- 中東地域を対象とした案件は、治安面での不安から概して再公示や一者応札となることが多い。本案件の対象地域もパレスチナであり、応募が抑制されたと考えられる。
- 更には本契約が公示されたのは年間 4 回行う外部評価公示の 3 回目であり、既に各社とも複数案件を受注しており、配置可能な人材が少なくなる時期であることから、積極的には応募が検討されなかった。
- 本案件は当初「2017 年度案件別外部事後評価:パッケージⅢ-4（エジプト、スーダン、パレスチナ）」として公示を行ったが、応募者がなく再公示となったことから、エジプト・スーダンとパレスチナを切り離し、本案件は単独型として再公示を行った。1 パッケージあたりの案件数を縮小し、業務従事者数を減らすことで、各社が応募を検討しやすくなるよう工夫を行ったが、一者応札となった。

（2）今後講ずる対策

外部事後評価全体で以下の対策を実施済みであり、今後も継続していく予定である。

- コンサルタント等に対して、業務内容の説明会を開催（業務内容説明会は受注経験者も参加するが、別途新規参入者向けに外部事後評価制度や考え方について説明するセッションも設定）。
- 国・地域、スキーム、セクター、及び応募が想定される企業等（個人を含む）の規模を勘案し、より応募しやすくなるようにパッケージサイズを適正化。

- 各パッケージのプレ公示を早めに実施。2018 年度は外部評価の公示が始まる 2 カ月前に全件を一斉にプレ公示した。
- プロポーザル評価対象者を基本的に総括 1 名に限定し、プロポーザル評価対象者に課される最低 M/M 及び担当案件数の条件を緩和。
- 中長期的な視点からの受注者・評価者人材の増加に向けたパッケージ設定の工夫（外部事後評価の未経験者や企業も応募しやすい案件でパッケージを構成し、他のパッケージに比べるとよりバックアップ体制を重視した配点にするなど工夫を行った）。
- M/M が限られている割に業務期間が長く拘束される点等がヒアリングで指摘されていることを踏まえ、適切な M/M が設定されるよう見直しを行った。
- 排除者条項を緩和（応募企業に評価対象事業の計画策定や実施段階に関与した個人が所属していたが、それが再委託や非常に限定された一部の範囲であって評価の中立性・独立性に影響を与えないと考えられる場合、もしくは関与していた個人が既に退職している場合などに、個別に排除者条項の適用除外についてプロポーザル提出前に機構側に説明、確認できることとした）。

4. 補足情報

項目	補足情報
① 応募要件	対象国：パレスチナ及びその他全途上国 言語：英語 類似業務：各種評価調査
② 契約の経緯	特になし。
③ 要員確保 （コンサルタントの Availability）	過去 3 年間、事後評価に応札したコンサルタント会社は約 30 社、うち受注に至ったのは 17～19 社である（JV による受注は構成員もカウント）。上記の通り、排除者条項や案件の規模が小さいことから、大手コンサルタント会社は敬遠する傾向があり、また、DAC 評価 5 項目等の知識・理解等の前提条件があるため、新規参入が難しい。従って、応募・受注するのは中小・個人経営コンサルタント会社が大半を占める。 ただし、事後評価未受注の関心者層の発掘に向け、業務説明会の開催や公示上の工夫も継続しており、新規の応札者は 2016 年度 9 社（うち受注 2 社）、2017 年度 7 社（うち受注 2 社）、2018 年度 9 社（うち受注 0 社）と増えてきており、事後評価を受注可能なコンサルタント等の母集団は少しずつではあるが増加していると考えられることから、中長期的な取り組みを継続していくことが重要であると考えられる。
④ 継続性 （後続事業あり）	特になし
⑤ その他	特になし

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修委託契約
(2) 契約金額	4,377,475 円(精算額:3,241,415 円)
(3) 履行期間	2017 年 9 月 13 日から 2017 年 11 月 30 日まで
(4) 契約相手名称	株式会社 ワールド・ビジネス・アソシエイツ
(5) 担当部署	JICA 東京国際センター

《参加意思確認公募となった理由》

- ・モロッコからの要請により、2017 年度からの 3 年間、投資促進・ビジネス環境改善にかかる本邦研修を実施することとなった。
- ・株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツは、課題別研修「投資促進のための経済特区開発・工業団地開発」の受注経験がある他、経済産業省や外務省、JETRO などが実施する同様の分野での本邦研修プログラムを複数回受注していることから、本件の円滑な運営を期待できると想定されたため、参加意思確認公募における特定者（委託予定者）とした。

2. 背景・経緯

- ・モロッコにおいては若者の失業率改善等の課題解決のため、産業育成を通じた雇用創出を進めている。外国企業誘致を強化すべく、2009 年には「国家ビジネス環境委員会（以下、CNEA）」を首相府傘下に設置し、省庁横断的に、行政手続きの簡素化やビジネス環境改善に資する政策・法制度整備に努めてきている。
- ・CNEA は、世界各国からベストプラクティスを学び、モロッコにその経験を取り入れたいとしており、その一環として、さらなる日本企業の誘致を期待し、日本・JICA に対し、本邦研修の実施を要請した。
- ・これを受けて、2017 年度より 3 年間、日本における投資促進施策、ビジネス環境整備のための官民の取り組みを学ぶための本邦研修を企画するもの。

3. 業務内容

以下の内容にかかる講義、視察・見学、本邦関係者との意見交換等を通じ、参加者が日本の施策を理解するとともに、本邦産業界、関係省庁等との関係構築がなされるよう、研修を企画・運営する。（10 名、10 日間程度、実施言語・仏語。）

(1) 講義

- ・日本のビジネス環境改善に関する国家政策及び施策の歴史
- ・民間企業・外資企業のニーズを汲み取り、政策に反映させるための取り組み
- ・日本における投資促進、自国産業育成、輸出促進等、産業振興政策の概要
- ・投資促進のための行政手続き改善について

(2) 視察・見学等

経済産業省、中小企業庁、地方自治体、JETRO

(3) 本邦関係者との関係構築

経団連、商工会議所、経済同友会等、産業界関係者、及び関係省庁とのモロッコの
ビジネス環境改善に関するハイレベル・ダイアローグ

(詳細は契約書のとおり)

4. 参加意思確認公募にて調達した理由

・背景のとおり、本件国別研修は、モロッコ政府ハイレベルからの要請であり、また特に初回については、本省課長級の中堅幹部職員以上が参加者となることをモロッコ側として期待しており、これに応える充実した研修プログラムが必要であった。

・株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツは、2016 年度より課題別研修「投資促進のための経済特区開発・工業団地開発」(JICA 東京にて実施、2018 年度まで3年間の予定)を受注し、実施した。参加研修員からの評価も高く、円滑に課題別研修を実施することが出来た。

またこれ以前にも、経済産業省や外務省、JETRO、AOTS などの技術協力プログラム案件を受注し、アジア(インドネシア、カンボジア、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、モンゴル、東ティモール、他)を中心に数多くの専門家派遣、海外からの人材受入れ研修、調査、政策提案の実績を有し、これらからも、日本の産業界や調査機関、有識者との広範なネットワークを有することが確認できており、上述の、モロッコ政府の期待に応え得る研修を提案できることが期待できた。

以上

調達方法「参加意思確認公募」に係る補足説明

1. モロッコ首相府特別官僚といった国王・王族に近い参加者が本研修に含まれるなど同国政府の高い期待を踏まえると、研修の実施にあたっては、単に投資促進・ビジネス環境整備に関する知識に精通しているだけでなく、日本からモロッコへの投資につなげられる様な研修を実施可能な委託先が必要とされた。
2. 上記の背景を踏まえ当部は2018年5月、株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ（以下、同社）を委託先候補として記載した研修所管依頼連絡票をJICA東京（TIC）に提出した（ただし内諾未取付と付言）。同社名を記載した理由は以下のとおり。
 - 過去の同種の研修受託時に参加者からの高い評価を得ていた。
 - 国内外の企業の海外展開支援やビジネスマッチングを事業内容に含み実務的な知見も豊富と考えられた。
 - 我が国産業界、調査機関、有識者等との広範なネットワークを有していることから、モロッコ政府が誘致に力を入れていた「自動車部品」、「エネルギー」の分野において、モロッコ進出に関心のある企業の情報を得た上でモロッコへの投資につなげられる様な実践的な研修を実施可能と判断された。
3. 当部の所管依頼を受けたTICは、「参加意思を確認するための公募手続きについて」（通知（PR）第2-18005号）に則り、契約担当役として参加意思確認公募を実施した。
4. 上記の調達方法に係る契約担当役の判断に当部として異論はなかった。その理由は以下のとおり。
 - 本案件に関心を示す複数の受託候補を当部として想定できず¹、実際に参加意思確認公募を実施した結果でも、同社を除き、参加の意思表示はなかった。
 - 他方、他にも同様の専門性を有する機関が存在する可能性があった²。

以上

¹ 「参加意思確認公募制度に係るFAQ」（執務参考資料）は、調達対象案件に複数の関心表明があることが想定される場合の調達方法は企画競争としている。

² 「研修委託契約調達マニュアル」（執務参考資料（TA）第8-20002号）は、このような場合の調達方法は参加意思確認公募としている。

案件情報シート

1. 基礎情報

項 目	詳細情報
(1) 担当国内機関	中部センター 研修業務課
(2) 研修コース名	2017-2019 年度「地域資源を活用した商品ブランディング・マーケティング (A)」
(3) 研修受入形態	課題別研修
(4) 研修分野分類	商業・貿易
(5) 研修受入期間	25 日間
(6) 参加人数・参加国	13 名 アフガニスタン、アルバニア、ブータン、エチオピア、レソト、モンゴル、ナイジェリア、スワジランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、チュニジア、ザンビア
(7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標)	<p>【研修目的】 本研修は、地域経済や地場産業の振興に従事する研修参加者が、地域資源の重要性と可能性を認識しつつも、市場調査や分析を通じ顧客を意識した商品の開発が不可欠であること、また、当該取組は継続的かつ効果的に行われる必要があること等を理解し、地域資源を活用した商品及び地域のマーケティングやブランディングに係る実践的知識を習得・整理したうえで、各国・各地域の実情に応じて講じ得る対応策・改善策を検討することを目的に実施する。</p> <p>【単元目標】 (1) 研修員の自国における地域資源を活用した商品・サービスの現状と課題を纏める。 (2) 日本の行政(中央及び地方)や産業振興機関による地域ブランド化等、地域の特徴を活かした産業振興の経験や手法を理解し、研修員の自国地域と比較分析できる。 (3) 地域産業振興のための商品及び地域のブランディング・マーケティングに必要な知識・手法を理解し、自国での問題解決に最も活用し得る知識・手法を選択できる。 (4) 研修で得た知識・経験から、地域産品を通じた自国の地域の産業振興策及び商品化の支援・指導手法について強化・改善すべき点を整理し、レポートを作成できる。</p>
(8) 契約金額	3,008,717 円
(9) 契約相手名称	有限会社人の森
(10) 公募期間	33 日間

(11) 関心表明者数および表明者名	1 者
--------------------	-----

2. 委員選定理由への回答

研修の内容、及び契約相手方の属性を確認したい。

- ・本研修の目的は地域資源を活用した地域発の商品開発、ブランディング、マーケティング手法を学ぶことである。
- ・岐阜県の地域ブランディングの取り組み、地域ブランディングと観光振興企業のブランディング実例などを学ぶ。
- ・契約相手方である有限会社人の森は、中小企業振興やブランディング・マーケティング等を専門とするコンサルタント会社で、これまでに課題別・国別研修や青年研修を 30 件以上受注している。

3. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

- ・本研修は、2017 年度の直近には、2014 年度～2016 年度分の企画競争を行っており、その際には有限会社人の森以外に一般財団法人日本国際協力センターの応札があった。同社にヒアリングしたところ、以下の通りの回答。

—一般財団法人日本国際協力センター：公示された時期にすでに 2017 年度の JICA の研修を何件か受託しており、それに加えて本研修を受託した場合の十分な体制を組むことが困難であった。

(2) 今後講ずる対策

- ・関連分野の人材を有し、また研修の受け入れ経験のあるコンサルタント企業等の発掘や、より早いタイミングでの情報共有を行う。

4. 補足情報

項 目	補足情報
① 応募要件	<p>主な要件は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示日において平成28・29・30年度全省庁統一資格を有する。 ・ 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していないに該当しない。 ・ 当機構から契約競争参加資格停止措置を受けていない。 ・ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である。 ・ 業務を統括するための業務総括者を選任し、当機構担当者と綿密な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる。
② 契約の経緯・変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年3月に公示
③ 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財団法人日本国際協力センター（過去の企画競争で応募） ・ 一般社団法人中部産業連盟
④ 類似研修コースの実施実績	2014-2016 年度「地域資源を活用した商品ブランディング・マーケティング」
⑤ その他	特になし。

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	中部センター 研修業務課
(2) 研修コース名	2017-2019 年度「学校保健」
(3) 研修受入形態	課題別研修
(4) 研修分野分類	保健・医療
(5) 研修受入期間	45 日間
(6) 参加人数・参加国	12 名 アフガニスタン、ガーナ、リベリア、ミクロネシア、ミャンマー、スーダン、タンザニア、ザンビア
(7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標)	<p>【研修目的】</p> <p>本研修では、参加研修員の自国における経験を他の参加者と共有するとともに日本の学校保健について学び、児童の学習環境改善、児童の健康維持、ひいては就学率の向上と中退者の防止を目的に、各国に適した学校保健システムの構築・改善を目指すものとする。</p> <p>【単元目標】</p> <p>(1) 自国担当地域における学校保健の現状および問題点を分析・把握できる。</p> <p>(2) 日本の学校保健政策・制度及びその歴史・経験を理解する。</p> <p>(3) 日本の学校保健活動の実際の取り組み・手法を学び、自国への適用可能性について整理できる。</p> <p>(4) 自国で取り組むべき学校保健活動について、行政(教育省と保健省)・学校・地域住民の連携と各々の役割を整理した活動計画案を作成できる。</p>
(8) 契約金額	4,676,006 円
(9) 契約相手名称	システム科学コンサルタンツ株式会社
(10) 公募期間	27 日間
(11) 関心表明者数および表明者名	1 者

2. 委員選定理由への回答

学校法人からの応札が期待できるのではないかと考えたため。

本案件は保健分野(保健医療/母子保健・リプロダクティブヘルス)に該当し、専門的な保健医療の技術・知見が必要となる。学校法人でも応札可能ではあるが、途上国での業務経験や語学力、組織体制(マンパワー)などの点から、中部地域で研修実施

可能な学校法人は限定的になると考えられる。

3. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

・本研修は、2017 年度の直近には、2014 年度～2016 年度分の企画競争を行っており、その際にはシステム科学コンサルタンツ株式会社以外に 2 社の応札があった。同 2 社にヒアリングしたところ、以下の通りの回答。

－株式会社ティーエーネットワーキング：公示されている研修実施時期に他の業務が重なっており、マンパワーを割くことが困難と判断したため。

－一般財団法人日本国際協力センター：公示された時期にすでに 2017 年度の JICA の研修を何件か受託しており、それに加えて本研修を受託した場合の十分な体制を組むことが困難と判断したため。

(2) 今後講ずる対策

・関連分野の人材を有し、また研修の受け入れ経験のあるコンサルタント企業等の発掘や、より早いタイミングでの情報共有を行う。

4. 補足情報

項 目	補足情報
① 応募要件	<p>主な要件は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示日において平成28・29・30年度全省庁統一資格を有する。 ・ 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していないに該当しない。 ・ 当機構から契約競争参加資格停止措置を受けていない。 ・ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である。 ・ 業務を統括するための業務総括者を選任し、当機構担当者と綿密な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる。
② 契約の経緯・変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年2月に公示
③ 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社ティーエーネットワーク（過去の企画競争で応募） ・ 一般財団法人日本国際協力センター（過去の企画競争で応募） ・ 公益財団法人 アジア保健研修所（過去の企画競争の際に声かけをしたが、小規模な団体で受託を行える環境にないとのことで応募なし） ・ 特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会 ・ 公益財団法人 ジョイセフ など
④ 類似研修コースの実施実績	2014-2016 年度「学校保健」
⑤ その他	特になし。

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所
(2) 研修コース名	2017 年度青年研修「モルディブ／体育教育コース」
(3) 研修受入形態	青年研修
(4) 研修分野分類	人的資源
(5) 研修受入期間	17 日間
(6) 参加人数・参加国	10 名・モルディブ
(7) 研修目的及び研修到達目標（単元目標）	<p>1. 研修目標</p> <p>将来のリーダーとして体育教育における実施体制の課題解決を担う青年層の知識と意識の向上</p> <p>2. アウトプット</p> <p>(1) 日本及び県内の体育教育やスポーツ推進等の歴史の変遷や考え方、制度や取り組みなどを学び、行政が果たしている役割を理解します。併せて、体育教育がもたらす影響について、地域活動や生涯学習、行政だけではなく民間事業者が実施している取り組みなど、多様な視点にも触れ、重要性への理解を一層深める。</p> <p>(2) 体育教育の現場で実際にどのように指導がなされているかを、小中学校や高等学校など多様な現場にて視察も交えて学ぶ。またそれらを支えるために人材育成としてどのような教育が行われているかも教育機関への視察によって学習する。</p> <p>(3) 体育教育における自国の現状やそれによる課題について明らかにした状態で研修に臨む。また習得したことを実践に移しやすくするために、カリキュラム前後にグループワークを実施する。</p>
(8) 契約金額	3,332,331 円
(9) 契約相手名称	特定非営利活動法人 SCOP
(10) 公募期間	24 日間
(11) 関心表明者数および表明者名	1 者

2. 委員選定理由への回答

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所が所管する契約から選定しました。

- ・ 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所では 2009 年に青年研修の所管を開始し、「地域保健」や「中小企業振興」など長野県に知見やリソースがある分野を中心として 1～5 件／年の青年研修を実施してきた。
- ・ 2015 年度に国内事業部から「モルディブ／体育教育」コース実施の打診があり、県内リソースを探したところ、信州大学が関心を示した。
- ・ 一方、モルディブには以前より体育やスポーツの青年海外協力隊を派遣してきており、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所がモルディブ隊員の派遣前訓練を担当してきた。
- ・ このため、青年海外協力隊員の派遣先教員が本研修に参加し長野県内で受講することによって、協力隊事業と研修事業との相乗効果が見込まれたことから、本研修の所管を希望した。

3. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

- ・ 長野県内に「体育教育」の研修を実施できる団体が少ないこと。
- ・ 2016 年度に同研修を受託した信州大学が、担当教官の休職などの理由で応募に至らなかった。

(2) 今後講ずる対策

- ・ 関東、中部、北陸等の近隣地域における JICA 研修の受託機関で「体育教育」コースの実績を有する団体に応募勧奨する。
- ・ 長野県内の大学や公的機関にヒアリングを行うなどして、「体育教育」コースを実施可能な団体の情報を集める。

項目	補足情報
① 応募要件	<p>(1) 公告日において、平成28, 29, 30 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」または「B」または「C」または「D」の認定等級（資格）を有すること（同資格審査結果通知を有していない場合は別途関連書類を提出）。</p> <p>(2) 応募意思確認書提出の時点で、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成15 年細則（調）第8号）第4条の規程に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定後、再認定を</p>

	<p>受けた者を除く) でないこと。</p> <p>(4) 公告日から契約開始の日までの期間、契約に関し当機構から指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と綿密な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。また、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。</p>
② 契約の経緯・変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 2 に記載のとおり、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所は 2016 年度から本研修を所管し、信州大学が受託した (1 者応募)。 ・ 2017 年度も JICA 駒ヶ根においてモルディブの体育教育の青年研修を行うことになった。 ・ 2017 年度もモルディブから体育教育の要望が提出され、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所としても 2016 年度の実績をふまえて所管を希望した。 ・ しかし、信州大学は担当教官の休職により実施体制に目途が立たず応募しなかったため、応募勧奨した SCOP が受注することとなった (1 者応募)。
③ 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人信州大学 ・ 公益社団法人 青年海外協力協会 (2018 年 3 月に本部を東京から駒ヶ根市に移転)
④ 類似研修コースの実施実績	2016 年度に体育/モルディブの青年研修を実施。
⑤ その他	<p>駒ヶ根訓練所の青年研修事業実績</p> <p><2016 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ● タイ「母子保健実施管理コース」14 名 (学校法人佐久学園 佐久大学) ● カンボジア「経済行政 (産業振興) コース」14 名 (一般社団法人駒ヶ根青年会議所) ● カンボジア「職業訓練コース」14 名 (特定非営利活動法人 SCOP) ● モルディブ「体育教育コース」10 名 (国立大学法人信州大学) ● インドネシア「生活習慣病予防コース」13 名 (一般財団法人農村保健研修センター)

「アドバイザー契約」の考え方の整理

要 約

所謂「アドバイザー」と称する個人との契約（以後、仮称として「助言サービス契約」という。）を、

- ① 業務の完成を目的とする契約
- ② 労務の提供を目的とする契約

に分類したうえで、今後調達部としては、特に①に関して、競争性等の契約の適正さを審査していくこととする。

1 「助言サービス契約」の分類

2017年度に新規に「助言サービス契約」を締結した実績をもとにその業務内容を分類すると、次のようにリスト化することができる。

本邦	1. 国内機関の業務を支援する者
在外 事務所	2-1. 事務所の存在しない国における連絡・調整担当
	2-2. 治安上の理由で日本人が現地に赴けない国・地域における連絡・調整担当
	2-3. プロジェクトサイト等における技術的専門人材
	2-4. 在外事務所の業務を支援する者 ① 安全対策アドバイザー ② 顧問弁護士 ③ その他専門的知見に基づく助言サービス

このうち、「1.国内機関の業務を支援する者」は、当該契約が2018年度においては謝金ベースの人材確保に切り替えられている実態がある。

また、在外事務所における「2-1.事務所の存在しない国における連絡・調整担当」「2-2.治安上の理由で日本人が現地に赴けない国・地域における連絡・調整担当」は、業務内容（指揮命令の有無）、勤務形態（常勤・非常勤、勤務場所等）、報酬の支払方法（月例などの定期給等）の3点に照らすと、労務の提供を目的とする契約と整理することができる。

一方で、「2-3.プロジェクトサイト等における技術的専門人材」「2-4.②顧問弁護士」「2-4.⑤その他専門的知見に基づく助言サービス」は、専門性や技術をもつ人材に特定の業務の完成を求め、その結果に対する報酬を支払うものであるため、業務の完成を目的とする契約と

整理することができる。

残る「2-4.①安全対策アドバイザー」については、安全・治安に関する情報の提供という業務の完成を専門人材に求めるもの、または、警察OBなどの特殊な経験をもつ特定の人材を確保して、不定形の労務の提供を求めることを目的とするものに、大きく二分することができる。

2 「助言サービス契約」の考え方

機構における「助言サービス契約」のうち、労務の提供を目的とする契約については、人材確保のための人選方法に完全な競争を求めることが難しく、仮に競争性のない随意契約もしくは一者応札・応募となっているとしても、その契約としての競争性のなさを一概に評価することは難しい。

この考え方を基本に、調達部としては、今後の「助言サービス契約」に関しては、原則として次のとおり分類のうえ、それぞれの分類に応じてその競争性の有無の適正さを審査していくこととしたい。

分類	要件	対応
業務の完成を目的とする契約	① 仕事の完成を求める契約。 ② 仕事の完成を証明する成果品が提出され、同成果品の検査の結果として対価としての報酬が支払われる。	● 業務実施契約（単独型）と同様、契約相手方の選定過程における競争性の有無などの適正さについて、調達部が審査を行う。 ● 必要に応じて契約監視委員会での審議に付す。
労務の提供を目的とする契約	① 仕事の遂行を求める契約。 ② 業務指示内容に加えて、監督者等からの指示・依頼を受ける。 ③ 常勤・非常勤の違いはあっても、基本的に機構が指定する職場で業務を遂行する。 ④ 成果品の内容に拘わらず報酬が支払われる。	● 競争性のない随意契約や一者応札・応募であったとしても、一定程度はやむを得ないものと、調達部としても考える。 ● 契約監視委員会の審議対象案件選定に当たっては、当該契約がこの分類に当たると調達部が判断している旨を明示する。

（註）分類毎の要件は個々の案件によって幅があることが予測される。このため、表中の要件は一定の目安とするものであって、上記文面にのみ制約されるものではない。



< 参考情報 >

「安全対策アドバイザー」の契約に関しては、2018年9月に「在外拠点における安全対策アドバイザー契約の適正化にかかる基本方針」を定め、現職警察官・現職公務員との契約を原則として禁止することとした。

2019年2月時点で現職警察官・現職公務員との契約を行っているのは8カ国8名、うち5カ国5名は本年度末をもって契約を終了する。

来年度以降も継続せざるを得ないのは次の3カ国だが、モルディブ以外の2カ国は引き続き代替策を検討中。

●エルサルバドル（現職警察官 1名）

●モルディブ（現職警察官 1名）

治安当局の情報統制が厳しく現職以外に選択肢なし。現職公務員の兼業も弁護士に確認済。

●イエメン（現職公務員 1名）

同人は2020年11月1日まで無休休職



2019年2月28日

2019年度の契約監視委員会の運営について（案）

1. 審議対象事項

(1) 競争性のない随意契約

- 競争性のない随意契約（2018年度）の点検【任意抽出】

(2) 競争性の確保

- 2回連続一者応札・応募となった契約（2018-19年度）の点検【全件抽出】
- 参加意思確認公募となった契約（2018-19年度）の点検【全件抽出】
- コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約（2018年度）の点検【任意抽出】
- 研修委託契約のうち一者応札・応募（参加意思確認公募を含む）となった契約（2018年度）の点検【任意抽出】

(3) 各種報告

- 調達等合理化計画（2018年度自己評価及び2019年度計画案）
- 契約実績（2019年度上半期）

2. 開催予定

	審議／報告事項
第1回 (6月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2018年度総括／2019年度計画 ➤ 調達等合理化計画 ➤ 2回連続一者応札・応募となった契約の点検 ➤ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検
第2回 (9月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 競争性のない随意契約の点検 ➤ 上半期契約実績
第3回 (12月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 変更契約の点検 ➤ 2回連続一者応札・応募となった契約の点検 ➤ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検
第4回 (3月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約の点検 ➤ 研修委託契約のうち一者応札・応募（参加意思確認公募を含む）となった契約の点検 ➤ 2020年度運営方針

（註）対象案件の状況に応じて、開催回数は3回とすることも検討する。

